

総務委員会記録

日 時	令和4年3月15日（火） 午後 1時01分～午後 1時59分 午後 2時07分～午後 3時10分 午後 3時18分～午後 4時09分 午後 4時16分～午後 5時15分 午後 5時18分～午後 5時21分
場 所	第2・第3委員会室（一部オンライン出席あり）
出席委員	◎阿比留義顯 ○村越 誠 石井 昭一 内田 博紀 大橋 昌信 上橋 泉 ※佐藤 浩 田中 晋 渡部 和子
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長（鬼沢徹雄） 総務部長（高橋直資） 次長兼人事課長（小島利夫） 給与厚生室長（真田理江） 資産管理課長（村松宏樹） 防災安全課長（須藤勝己） 企画部長（飯田晃一） 次長兼経営戦略課長（稲荷田修一） データ分析室長（保木 純） 情報・業務改善課長（阿部信行） 財政部長（高橋秀明） 次長兼市民税課長（小宮山 勉） 財政課長（岡村秀明） 契約課長（野口浩志） 債権管理課長（田崎喜一） 消防局長（椎名正浩） 参事兼警防課長（本田鉄二） 企画総務課長（清水 徹） 消防団課長（豊島康雄） 救急課長（涌井康雄） 住宅政策課長（藤田 真） その他関係職員

※オンライン会議システムによる出席

○

午後 1時 1分開会

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と氏名を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。

また、議案資料等を閲覧するため、委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み、使用することが認められています。使用の際には、操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されておりますので、御注意ください。

最後に、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたします。また、定期的に休憩を入れ、おおむね1時間に10分程度の休憩を入れたいと思います。換気を行いますので、よろしくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって質疑を行う際には、くれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第27号、令和4年度柏市一般会計予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、議題となりました議案第27号、当初予算案につきまして、14政策、事務についてお尋ねをいたします。まず、財政一般についてでございますが、財政課のほうにお尋ねいたします。経常収支比率につきましては、臨時財政対策債を込みで入れた数字とない数字と両方お示しください。

○財政課長 今回の経常収支比率、まず分母に臨時財政対策債の発行額を加えた場合の数値が99.6となっております。また、分母に臨時財政対策債を加えない場合の数字が104.1%となっております。以上です。

○内田 双方決算ベースではどれくらい下がると見込んでいますでしょうか。

○**財政課長** 現時点では、なかなか先の見通しということで、決算見込みを申し上げるのはなかなか難しい状況ではございます。ただ、参考として令和2年度の予算時の数字と決算時の数字を申し上げます。臨時財政対策債の発行額を加えた予算時の数字が令和2年度100.9%だったものが決算時は90.9%ということで、10ポイントほど落ちているという決算上の数字が出ております。以上です。

○**内田** 財政そのものは、予算ベースでは硬直化していて、臨財債込みでないと100%を超えているという状況でございます。決算に向けて健全な財政執行に努めていただきたいと思います。その臨時財政対策債でございますけれども、臨時財政対策債の満額発行はしていないと思うんですが、何%ぐらいの発行をしていますでしょうか、お示してください。

○**財政課長** 令和4年度当初予算では、臨時財政対策債を前年度から1億円減の36億円計上しております。お尋ねの発行可能額に占める割合ということなんですが、まだ算定のほうが夏頃を予定しておりまして、正式な発行可能額というのは出ていないので、あくまでも市のほうでの試算上の発行可能額に占める割合といたしましては、約9割程度を今回予算計上しているという状況になっております。以上です。

○**内田** 例年、今後も含めまして、満額発行はしないという方針を堅持していかれますでしょうか。

○**財政課長** 令和4年度当初予算では、先ほど申し上げたとおり9割程度と見込んでおります。ただ、実際の発行額につきましては、またその時点での収支の状況等勘案して、また国のほうの算定に基づく発行可能額と照らし合わせて、どの程度発行していくかというのをその都度検討していくのかなと考えております。ただ、これまでも申し上げておりますとおり、臨時財政対策債が普通交付税の代替財源であるという側面と、やはり市債、借金の性質、両面持っておりますので、バランスをもちながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○**内田** バランスを保っていただきたいと思います。

続きまして、市民税課のほうにお尋ねしますが、ふるさと納税でございますけれども、ふるさと納税の相殺した収支なんですが、ふるさと納税で実際に入ってくる寄附額に対して税控除で歳入されない額、それから返礼品等で使用する額を差し引いた実質のふるさと納税の寄附額というのは幾らになるのでしょうか。

○**次長兼市民税課長** 令和4年度の予算ベース、つまり端数を丸めた数字のほうで御回答します。まず、収入となる柏市への寄附は2億2,450万円を見込んでおります。次に、支出のうち令和3年中に柏市民が他市へ寄附したことによる控除額については、出ていった額ですが、12億3,500万円、それからそこに係る諸経費、事業費ですが、1億2,000万円を見込んでいます。このうち地方交付税によって、4分の3、75%が補填されますので、9億2,625万円が補填されることとなり、それを含めてプラス・マイナス収支を計算しますと、マイナスの2億425万円となります。以上です。

○**内田** そうすると、ふるさと納税そのものは、どちらかというところ全体収支からいけば少しマイナスになるという側面もございますので、これはふるさと納税の仕組

みそのものの欠陥もあるかと思しますので、慎重に対応していただきたいですし、また制度の改善を見直すよう国等に求めていただきたいと思います。

続きまして、人事課にお尋ねします。職員の障害者採用についてでございますが、次年度につきましては、障害者枠の採用人数というのは何人に対して何人就労いただけるのでしょうか。

○次長兼人事課長 枠はございません。若干名ということで募集をしております、1名採用する予定です。以上です。

○内田 障害者採用ではなくて、いわゆる普通受験、普通に受験をされた場合の方も含めると、来年度につきましては、障害者の法定雇用率の達成状況というのはどうなっていくのでしょうか。

○次長兼人事課長 障害者雇用率につきましては、現在公表されている数字というのが昨年6月1日時点での数字ということになります。ちょっと古いデータになりますけれども、市長部局は2.65%、教育委員会は2.87%、水道部は1.42%となっております。なお、水道部につきましては法定雇用率を満たしておりませんが、不足数が1人未満となっておりますので、法定雇用率の扱いとしては達成となっております。以上です。

○内田 次年度の採用人数については承知しました。法定雇用率の達成状況も承知しましたが、次々年度ですか、2023年度採用分につきましても、積極的な障害者採用、雇用に努められますことを要望いたします。

続きまして、通常事務に移ります。資産管理課にお尋ねいたしますが、本庁舎の照明灯のLED化でございますが、実際何本あって、現在はどれくらいLED化できているのでしょうか。

○資産管理課長 現在本庁舎の照明は全部で3,300本ございます。そのうちLED化済みのものが約300本となっております。以上です。

○内田 次年度につきましては、その3,000本でございますが、そのうち300本がLED化済みということでございますが、次年度はLED化を何本していく予定なんでしょうか。

○資産管理課長 今委員がおっしゃった、この残りの3,000本のうち、LED化に対応すべきと判断したものについてしていくということになります。具体的には、その未対応の3,000本の中で、一般の蛍光灯なんですけれども、少し長寿命タイプの蛍光灯というのがありまして、今その部分が見積りの中には入っていないので、この200本ぐらいがやるかやらないか、これからちょっと仕様を詰めていくということになりますので、2,800本ないし3,000本の間で実施していくと。ほとんど全てやっていくということになります。以上です。

○内田 ほとんど全て一気に踏み込むということでございますので、環境対策という意味からもLED化につきましては積極的に行っていただいております。本庁舎のみならず、他の庁舎にもLED化を進めていただきたいと思います。次年度はそういう方針はまだ決まっていないのでしょうか。

○資産管理課長 次年度に関しましては、本庁舎ということで進めてまいります、その後、本庁舎周辺の例えば別館ですとか分庁舎ですとか、そういうところでまだ対応していない庁舎についても同じようにやはりこういう長寿命タイプのLED化をしていけたらということで考えております。以上です。

○内田 ありがとうございます。

続きまして、防災安全課に移りますが、災害後72時間を乗り切るシステムの構築ということで、蓄電池を配備されるということが本会議でも示されましたが、この蓄電池につきましては、予算が執行された後、いつぐらいを想定して配備されるのでしょうか、お示してください。

○防災安全課長 御質問いただきましたソーラーパネル付きの蓄電池につきましては、避難所となる施設全てに配置する予定でございます。執行の時期でございますが、本予算が可決後、速やかに契約行為等に進みたいと思っております。以上です。

○内田 通常の備蓄につきましては、どこで行うということで想定しておりますか。

○防災安全課長 こちらは避難所で使うものですので、市内にございます109か所の避難所で配備するように予定しております。以上です。

○内田 避難所配備ということが望ましいかと思えます。本会議でも指摘が出ていましたが、常時使える体制というのも一方で将来的には検討していいのかと思うんですが、取りあえず来年度は新年度でございますので、備蓄をしていって、いざとなったときにしっかり使えるようにしていっていただきたいというふうに考えております。

引き続きまして、自主防災組織への活動支援でございますが、次年度は具体的などのような支援を考えていますでしょうか。

○防災安全課長 自主防災組織につきましては、現在市内に二百二十数団体ございます。これまでコロナが始まるまでは、集会型の講座等を開きまして、防災講習会というのを開いておりましたが、なかなかこの状態は難しいということがございまして、令和2年度から映像等を使った講習会型にしております。来年度予算につきましては、「動画で学ぼう！かしわのぼうさい」ということで映像制作を予定してございます。以上です。

○内田 動画を作成するという事なんですが、自主防災組織への支援というのは共助の側面と公助の側面が2つあるかと思うんですが、災害が頻発している状況もございます。また、新型コロナも第7波の警戒もしなければならないという中で、やはり公助の側面を強く打ち出していっていただきたい。自助、共助に依存することなく、防災組織でございまして、もちろん共助の側面はあろうかと思うんですが、しっかり公助の手を入れていっていただきたいと思うんですが、動画の作成等は、公助という側面は持っているとお考えですか。

○防災安全課長 自助、共助、公助というところに関しまして、それぞれの役割がございまして。公助というところで、こういったコンテンツだとか、こういったものを住民の皆様にご案内さしあげて、そして共助の中で様々な活用いただくと、そう

いう認識でございます。以上です。

○内田 そのすみ分けをされているということは理解できました。ぜひ自主防災組織は、共助の側面が強いですけれども、公助の手が緩むことがないようにしていただきたいことを要望いたします。

続きまして、個別避難計画の策定についてですが、ペットを受け入れるための消耗品の購入についてですが、消耗品というのは具体的にどういったものを想定されていますか。

○防災安全課長 ペットの受入れにつきましては、避難所では現在、同行避難といひまして、飼い主の方とペットが避難所に来るけれども、別々でというようなところを現在実施しております。しかしながら、昨今のペットブーム等も踏まえまして、できる限り同伴避難という形を目指せないかというところで、今回まずは各避難所に、ペット用スターターキットと申しまして、クリアケース等に清掃用具ですとか消毒液、あるいはブルーシート等を1つ収納いたしまして、全ての避難所に配置する予定でございます。以上でございます。

○内田 今御答弁にございましたけれども、ペットとの同伴避難については、本会議でもたしか触れていたかと思うんですが、確認ですが、今の研究状況をお示してください。

○防災安全課長 現在の状況としましては、まずは避難所となる近隣センターに私ども防災安全課と保健所の動物愛護ふれあいセンターの職員と、そちらで調査をいたしまして、同伴避難が可能かどうか、構造的に可能かどうか、そういったものを調査しているところでございます。しかしながら、コロナの影響がございまして、保健所等の運営等で一時今中断をしておりますが、時期を見まして再開したいと思っております。以上です。

○内田 続きまして、街頭防犯カメラの設置についてでございますが、これはちょっと仕組みが分かっていないので、申し訳ないんですが、希望する町会等に補助金を支出するということになるのでしょうか。ほかの仕組みになるのでしょうか。

○防災安全課長 街頭防犯カメラにつきましては、委員御質問のカメラにつきましては、町会から希望があった場合に市から総額の4分の3を補助するというところで、町会による設置を促しているところでございます。以上です。

○内田 その際に、どういう防犯カメラを設置しなければいけないとか、画像の保存期間とか、その辺の仕様についても町会とは協議するのでしょうか。

○防災安全課長 こちらの財源につきましては、県の補助金を活用しておりますので、県の定める仕様等を踏まえて執行しております。また、個人情報等の保護もございまして、必ず設置申請に当たっては運用規定というものを定めるように指示をしております。以上でございます。

○内田 今まさに御答弁にございましたように、個人情報につきましては、プライバシーの件とか、その点については、防犯カメラについてはちょっと一方で警戒しなきゃいけないかなと思うんですが、基本はやっぱり抑止効果であるべきだと思う

んですが、この設置場所については、公開するか非公開にするかも町会任せということになるんですか。

○防災安全課長 公開、非公開につきましては、あくまでも警察の捜査等があった場合については公開をすると。捜査等に活用したいということで公開をするということで定めてございます。以上です。

○内田 設置場所をどこにするかの公開については、いかがな状況でしょうか。

○防災安全課長 失礼いたしました。設置場所につきましては、基本的に町会の役員会等で決めていただいて、町会の合意を得た上で設置をするということになっておりますので、設置場所につきましては公開という形になるろうかと思えます。以上です。

○内田 抑止効果が強まると同時に、今御答弁もいただきましたように、犯罪捜査に活用されるということで、特異的な生活を取られる方とか、日常活動で反復行動が行われたりする動作を行う方とか、様々な方がいらっしやいまして、これが不審者というレッテルを貼られて捜査の対象になる、それから冤罪に結びつくというようなことがないように運用にしていっていただきたいと思いますが、その辺の配慮につきましては、もう一度御答弁ください。

○防災安全課長 防犯カメラの設置につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、町会の中で話し合っていていただきまして、その上できちんと管理をする。町会で管理ができる、継続的に設置ができるという前提を踏まえた上で、私どもとしても補助金として交付をさせていただいております。以上です。

○内田 では、その点は信頼いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、防災安全課が多岐にわたって失礼いたしておりますが、客引きの対策事業でございますが、次年度も恐らく警備を配置して客引きをしないようにアウンスをするというような事業が中心になってくるかと思うんですが、大体おおむねそんなところで、プラスして何か行われる事業というのはありますか。

○防災安全課長 客引きの指導員につきましては、今年度は6名体制でございますが、ある程度町なかの客引き等につきましても落ち着いてきているというところもございまして、来年度4名体制で実施しようと思っております。新たな取組ということではないのですが、やはり商店街を含めた各店舗がこの制度を御認識いただきまして、地域でそういったものを許さないというような環境をつくっていくために、客引きをさせない宣言店というものを今現在117店舗で御協力いただいております。こちらの拡大と、あと商店街と地域の皆さんに指導員という形でなっていていただきまして、住民の目による、そういった客引き行為をしないような環境をつくれればというふうに思っております。以上です。

○内田 6名を4名にするというのは、いわゆるマイクを持って広報活動を行っている委託事業者の職員を2名減にするということではないでしょうか。

○防災安全課長 今年度、令和3年度から今まで警備員で行っていたものを指導員のみにしております。指導員というのは警察OBになりますが、それが6名から4

名体制にするということでございます。以上です。

○内田 その指導員の身分というのは、どこの職員になるんですか。

○防災安全課長 防災安全課に所属しております会計年度職員になります。以上です。

○内田 広報する際に気をつけていただきたい点は、この事業というのは、あくまでも客引き、スカウトを防止することの目的で、よく市民運動団体なんかから言われることなんですけれども、指摘を受けることなんです、何となく自分たちの活動そのものが萎縮しなきゃならないような風潮に追われているとか、そのような指摘も受けます。あくまでもこれは目的外に注意喚起をすることはなく、客引き、スカウトだけを防止する目的で広報活動をしていくという点については確認いただきたいんですが、そこはいかがでしょうか。

○防災安全課長 そこは徹底して私どもから伝えておるところです。以上です。

○内田 ありがとうございます。その点も信頼しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、データ分析室にお尋ねいたします。市民意識調査につきましてですが、まず本会議におきまして第五次総合計画の質問をするに当たりまして、私のほうで予算書を見誤ってしまいまして、失礼をいたしましたことをこの場をもっておわびいたします。その上で市民意識調査についてお尋ねいたしますが、次年度が意識調査の実施時期ということですが、いつぐらいに実施していくのか、実施スケジュールをお示してください。

○データ分析室長 9月以降の実施を予定しております。以上です。

○内田 サンプルとしては、どれぐらいの数を用意してございますか。

○データ分析室長 4,000を予定しております。以上です。

○内田 これまでの回答率についてはどれぐらいで、今回につきましては、次年度につきましてはどれぐらいの回答率を見込んでおりますでしょうか。

○データ分析室長 前回の回答率が51%、その前も同程度だったと認識しております。今回も次回も同程度を確保できればというふうに考えております。以上です。

○内田 51%を高いと見るか低いと見るかにもよりますが、半数のデータは行っているということですので、なるべく御協力いただける件数を増やしていただくような取組に期待しますけれども、その取組、回答していただける件数を増やすような取組というのはどう考えていますか。

○データ分析室長 これ御厚意でお願いしている調査ですので、ちょっと督促のようなことを行うのは難しいかなと思っておりまして、一番有効なのは設問数を減らすということなんですけれども、そこはちょっと調査目的との見合いで検討したいと思います。以上です。

○内田 調査目的というお話も出ましたけれども、これはあれですよ、第五次総合計画の進捗管理をしていくためのデータを分析していくという目的もあるということではないんですか。

○次長兼経営戦略課長 おっしゃるとおり、総合計画の進捗を定性的に評価するための手段として実施している部分もございます。以上です。

○内田 であれば、やはり第五次総合計画というものの見える化というものも必要でございますし、データ分析室におかれましては、なるべくお願いの文書の中で回答率が増えるような文面を工夫していただきたいことを要望いたします。いつぐらいにこれは取りまとめられて、印刷物として私たちに提示されるのでしょうか。

○データ分析室長 年度内の取りまとめをしまして、取りまとまり次第の印刷、配付を行いたいと思っております。以上です。

○内田 まとまったものを分析していくのは、さらに次の年ということになりますか。

○データ分析室長 データの納品自体はその年度末より前になると思いますので、並行して進めたいと思っております。以上です。

○内田 続きまして、議事録支援システムの導入につきまして情報・業務改善課のほうにお尋ねをいたしますが、これは何回線ぐらい用意していくのかと、今の議会のほうで行っているような議事録の作成システムと同じようなものなのか、ちょっとお尋ねします。

○情報・業務改善課長 この議事録作成支援システムにつきましては、会議における発言者の音声をAIにより文字起こしをして会議録を作成するシステムでございます。次年度は2台を導入予定でございます。お尋ねの市議会の会議録の作成につきましては、恐らく同様のシステムを活用していると思われませんが、今回導入するシステムにつきましては、会議の場においてリアルタイムで文字起こしができるというものでございます。以上です。

○内田 このシステムは、庁舎内の打合せや会議等にだけ用いるのか、それとも行政附属機関、審査会、審議会、調査会、あるいは独立行政機関、教育委員会などでも活用できるのかどうか、その辺についてお示してください。

○情報・業務改善課長 このシステムは、審議会、市の内部会議、あとは市の様々な機関での活用を想定しております。以上です。

○内田 それで2台ということになりますと、重複して同じ会議で要望があった場合はどういう取扱いにされますか。優先順位とかは設定するのでしょうか。

○情報・業務改善課長 まず、2台でございますので、これは庁内で融通をして利用することにはなります。また、別の録音機で録音した音声を後日文字起こしすることもできますので、そこはまた相談しながら進めていきたいと考えております。以上です。

○内田 よく理解できました。でも一方、急に全てを依拠するというわけにはいかならないと思うので、職員のメモとか、そういうものも一方でしっかり取っておくということも必要だと思います。ここは要望といたします。職員の負担軽減という意味では、議事録支援システムの導入というのは有効かと思っておりますことを申し述べます。

続きまして、救急課にお尋ねをいたします。救急救命士、指導救命士につきまし

ては、来年度1名ずつということですが、これまで毎年これ1名ずつを増員しているということなんでしょうか。

○救急課長 当初救命士にありましては、救急隊長が充足するまでの間、一定期間の間に関しましては2名体制を取っていましたが、令和元年に救命士の養成計画を立てました。そこから充足した救急隊長が増えたものなので、新たに救命士の枠組みとしては若い世代をとというような形を考えまして、10年度までには1名ずつの救急救命士の体制を取っております。指導救命士にありましては、平成26年度から制度がスタートして、1名ずつの指導救命士の体制を取っております。以上です。

○内田 事前に御相談したところ、救命士については半年間、それから指導救命士については6週間、研修期間を要するということですが、この間の身分保障についてお尋ねいたします。

○救急課長 救命士並びに指導救命士とも、研修費等にありましてはそれぞれ予算の中で出ております。そのほかに月々の給料等にありましては、別で支払いをされております。以上です。

○内田 救命士の研修を受ける機会を多く与えていただきたいと思いますし、これは次年度に限らず今後とも経常的に予算計上はしていくということになりますか。

○救急課長 救命士並びに指導救命士ともに持続的に考えております。以上です。

○内田 それでは、最後の事務でございますけれども、警防課にお尋ねいたしますが、救急車を更新すると。災害対応特殊救急自動車を更新するということですが、これはどちらに何台を更新するということになりますか。

○参事兼警防課長 来年度更新する予定の救急車は、光ヶ丘分署の救急車1台となります。以上です。

○内田 光ヶ丘ということで理解いたしました。以上をもちまして議案第27号についての質疑を終わりますが、22号は別区分でございましたか。

○委員長 はい。

○内田 では、議案第1区分に対する私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○渡部 一般会計の予算について伺います。地方特例交付金なんですけども、2021年は結構金額があったと思います。これは、2021年度に限って対象が拡大されていたものが新年度はなくなるという理解でよろしいでしょうか。

○財政課長 地方特例交付金につきましては、令和4年度予算が5億500万円、それに対しまして今年度、令和3年度が17億9,400万円を計上しております。増減としましては12億8,900万円減額という形になっております。この内訳につきましては、先ほど委員からもあったとおり、令和3年度に限ってコロナ特例の減免制度が固定資産税と都市計画税であったということで、この影響額として12億4,700万円ほど見込んでおまして、この影響額に対してこの地方特例交付金が令和3年度は国から交付されるということで予算化したと。令和4年度については、この固定資産税と都市計画税の減免制度もなく、それに対する補填措置としての交付金の措置もない

ということで減額になったという状況です。以上です。

○**渡部** 了解いたしました。それでは、コロナ対策に使えるその地方創生臨時交付金なんですけれども、新年度においては、地方創生臨時交付金の交付される額、これについては今時点で決定されている金額がどのくらいなのか。2021年度、令和3年度の繰越額というのも恐らくあると思うので、新年度で今のところ使える地方創生臨時交付金は幾らなのかお示してください。

○**財政課長** これまでに国から示されている交付限度額のうち来年度活用できる金額につきましては、現時点では約17.4億円ということで示されております。なお、このうちいわゆる地方単独事業分、国の令和3年度補正予算で措置された部分なんですけれども、こちらが約11.4億円、このほか国庫補助事業に係る地方負担分、いわゆる補助裏分が6億円の内訳になっております。以上です。

○**渡部** 新年度予算では、市税が大幅に増えています。市民の暮らしの実感からいうと、市税が非常に伸びているということがなかなかちょっと理解というか納得いかないんですけども、今回新年度で計上されている市税については、これはもしかすると当初予算で計上されているのは過去最多の市税収入ということになりますでしょうか。

○**財政課長** 市税につきましては、令和4年度当初予算で686億2,700万円を計上しております。この金額については、当初予算ベースでは過去最高額になるのかなというところがございます。以上です。

○**渡部** 市税の説明資料の中では、個人市民税の納税者が令和3年と比較をすると納税義務者で個人市民税の額も増えています。この増えたという主な要因、原因といたしますか、それはどのように柏市では捉えているのでしょうか。

○**次長兼市民税課長** おっしゃるとおり伸びているんですが、令和3年度の予算ベース同士で比較すると大幅に伸びているんですけども、これはコロナの影響が相当出るだろうということで令和3年度当初には予測していたものが、令和3年度の決算見込みで見ますと、そこまで大きな影響がなかった。要は恐らく業界、業種によって、増えた業界、減った業界があるんだろうと予測しています。令和3年度の決算見込みを基に令和4年度の予算を立てましたので、それでいくと、その差はそれほど大きくはない。横ばいかプラス。そのプラス部分は、納税義務者数がここ数年伸びていますので、納税義務者数の増によるものというふうに見込んでおります。以上です。

○**渡部** 給与所得者の人数が増えています。1人当たりの所得額、給与所得者の1人当たりの所得額というのは、現状はどうでしょうか。令和3年度と比較しての状況と分かりましたら、お願いします。

○**次長兼市民税課長** 先ほど申し上げたとおり、ほとんど増減、影響は見られなかったというふうに理解しております。以上です。

○**渡部** 周りの市民の状況なんかを見ますと、例えばダブルワークですとかトリプルワークをしてやっと生計立てているという人の話も聞きます。周りにもいます。

そうすると、そういうふうな働き方が非常に変わったという状況というのは市民税課のほうではつかんでいるのでしょうか。つかめるのでしょうか。

○次長兼市民税課長 結論から先に言うと、ちょっとつかめません。コロナ禍で、おっしゃるとおり職種によってダブルワーク、トリプルワーク、複数の職を求める方もいらっしゃるかもしれないんですが、個別の把握というのはしておりません。以上です。

○渡部 そうすると、非課税の方の場合は、その非課税の方の所得の状況というの、これはやはりつかむことはできないということによろしいのでしょうか。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおりです。

○渡部 柏市においても、市民の生活においても、非常に二極化が進んでいるのではないかというふうにちょっと思えるんです。地方創生臨時交付金も恐らく年度の途中で補正がされるのではないかなと思いますので、やはり市民の暮らしの実態を本当に把握をして、有効にその交付金なども活用して、低所得者対策、それをぜひ途中の補正でも結構ですけれども、進めていただきたいなと思います。

次に、消防関係について伺います。予算説明書の486ページの消防車両資機材の整備です。令和3年度と比較をいたしますと、購入する車両の台数が非常に増えています。これは、消防自動車の整備計画に基づいているのか、それとも新年度特に増やしているということがあるのかどうかをまず伺います。

○参事兼警防課長 来年度の消防自動車等整備計画、これに基づいての更新でございます。以上です。

○渡部 救急車については、本会議でも議論になっていました。コロナの関係で救急車が全て出払ったこともあるというような御答弁もありました。現有で13台、予備車が1台で、14台で稼働しているというような答弁があったかなと思います。先ほどもありましたように新年度1台購入するわけですが、更新なわけですね。ただ、これは予備車になるのか。予備車を含めて15台で、15台が稼働するののかどうかをちょっと確認したいと思います。

○参事兼警防課長 救急車は、現在13台が通常稼働しておりまして、予備車は4台ございます。全部で17台ということですが。来年度更新する光ケ丘分署の救急車は、そのまま予備車として使い、予備車の一番古いやつを廃車するような形を取りたいと思っております。以上です。

○渡部 多分救急車については充足率が100%なのかなと思いますが、コロナの関係で、頂いた資料でも、例えば1月ですと市外搬送が2件、2月になると市外搬送が19件あったというふうに事前に伺いました。遠いところだと、千葉市、市原、鴨川なわけですね。そうすると、コロナの搬送だけではなくて、通常の救急の要求に対しても、遠くに搬送するということはその間使えないということですから、やはりこれは大変なことではないかなとちょっと思いまして、参考までに一番遠いところ、多分鴨川が一番遠いかなと思いますが、普通に行って、往復でどのくらいの時間を要するものなのでしょうか。

○救急課長 今回鴨川市までですと、通常であれば2時間から2時間半程度かかっております。以上です。

○渡部 ということは、往復すればその倍かかるということになるんでしょうかね。それで、車の更新とか充足とともにちょっと気になりましたのが職員の充足率なんです。柏市の消防年報の整備方針によると、令和2年は整備方針が512人、現有が486人、不足が26人というふうに書いてあります。これが令和3年度は現有が484人、整備方針が507人に減っているんです。不足が23人で、何か不足分が減っているような表記ですけども、実際の現有も減っているし、整備方針も減っているんです。これは、どうしてこうなっているのかなということと、新年度については、この整備方針、あと現有職員の予定がどうなるのかをちょっとお示してください。

○企画総務課長 現有数と整備方針の職員数が減っているのは、定数外に置いている短時間再任用職員の数が減っているから、職員数が減っているという形になります。定数内職員は、昨年度も今年度も来年度も変わらない人数となります。以上です。

○渡部 職員が本当に充足していてこそ、市民のいろいろな要求にも応えられるというふうに思います。ですから、やはりいずれにしろ不足分があるというのは私はやっぱり問題ではないかなと思っています。コロナについてもなかなか収束しません。それで、新年度この消防職員が増えるのかどうかということも次ぜひお伺いしたいと思うんですけども、その前提といいますか、保健所に消防のほうで職員が応援に行っていると思います。現在ですと、その保健所には何人くらい応援に行っているんでしょうか。

○企画総務課長 現在6名の職員が応援に行っております。以上です。

○渡部 保健所の依頼で自宅を訪問した件数が1月から2月で123件というふうに伺いました。恐らくこれは新年度、4月になって以降も、保健所の依頼で自宅訪問する職員の方、そういう件数がなかなかゼロにはならない。要請があったらやっぱり速やかに応じてほしいと思いますが、これはどの課の職員が対応するんでしょうか。こういったコロナの影響による新たな業務があった場合に十分にえられるような職員の配置になっているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○企画総務課長 自宅訪問については、管轄している消防署の日勤職員が行っております。現在コロナの影響ということで、防火指導や救急指導、そういったものの業務が止まっておりますので、そういった時間を活用して自宅訪問をしている状況です。以上です。

○渡部 分かりました。それで最後に、国が昨年8月に通達を出しています。感染症の流行時においても適切に業務が継続できるように、緊急防災・減災事業債、これを活用して、施設や設備の整備、仮眠室の個室化ですとか消毒室の整備、トイレの水洗化、洗面所の自動水洗、浴室の個室化ですとか換気扇とか、いろんなメニューがあるなと思いました。これは令和7年度までの措置ということですけども、新年度、この緊急防災・減災事業債、これを活用して何か改善されるところ、施設

の改修などは予定されているでしょうか。

○企画総務課長 新年度と申しますか、今年度末にまず仮眠室のパーティションの設置と空気清浄機の設置を行いました。来年度に関しましても、コロナで必要となる資機材の倉庫を設置したいと考えております。以上です。

○渡部 多分この事業債は元利償還金の70%が地方交付税措置されるという有利な起債だと思います。ぜひ積極的に施設の改修とか本当にいろんな緊急事態に感染症なんかにも対応できるような十分な体制を整えていただきたいと思います。以上です。

○田中 まず、防災安全課、避難所のペット同行避難についてちょっと伺いたいんですけども、今近隣センターを中心に可能かどうか調査しているというふうに先ほど答弁がございましたけども、例えば獣医師会だとか、その辺との協議だとか、要するにほかの団体との協議とか相談とか、その辺はいかがですか。

○防災安全課長 獣医師会の方々とは私ども防災安全課もつながっておりますし、保健所の動物愛護ふれあいセンターもつながっておるんですが、今回の同伴避難の実現に向けては、保健所の動物愛護ふれあいセンターのほう、獣医師もいますが、獣医師会の方にも相談をしつつ可能性を探っているということは聞いております。以上です。

○田中 近隣センターも施設で規模の大きさが大分違いますよね。例えば体育館を持っている近隣センターもあれば、全然持っていない近隣センターもあるし、それぞれの地域で地域差が出てくると思うんです。やっぱりそうした場合に、近隣センター以外のところの避難所というか、そういったところも検討されているのかなのか。

○防災安全課長 まず、近隣センターで始めた理由としましては、風水害時の土砂災害等の警戒に当たって、まず最初に開けるところが近隣センターというところがございます。ですので、来年度の出水期に向けて、まず近隣センターのほうが確実に土砂災害警戒情報等が発せられれば、避難所としてまず開けますので、まず先にそこをやっております。しかしながら、今委員さんおっしゃるとおり、市内にはそれ以外の施設もたくさんございますし、近隣センターの大きさも違いますので、次のステップとしましては、近隣センター以外の避難所となる施設について同伴避難の可能性を探っていきたいというふうに思っております。そちらのほうは逆に施設が大きいので、学校等、体育館以外のスペースだとかあったりしますので、可能性としてはあるのかなというふうに考えておりますが、調査中でございます。以上です。

○田中 ありがとうございます。地域によってばらつきがあってはいけないかなというふうに思いますので、その辺の配慮というか、その辺をお願いしたいと思います。

あと、先ほどの救急車の件もちょっと伺いたいんですけども、今稼働しているのが13台で、予備が4台の17台というところで、本会議でも答弁がありましたけれど

も、全部出払っちゃって困っちゃったというところで、今の現状、職員の数もあるんでしょうけれども、その13台の稼働がもう目いっぱいなのか、あるいはもうちょっと増やすことを考えているのか、ちょっとその辺の考え方を教えていただきたいなど。

○参事兼警防課長 現在13台稼働しております、やはりこのコロナ禍におきまして昨日も全隊出場というときがございました。災害出動要領で、消防自動車が出場待機しているときは予備車を活用して救急車を増車することもできますし、出場してもう病院に到着している救急隊がいましたら、そこに直接電話をして、すぐに出場体制を整えてほしいというような連絡を取りながらやっているところでございます。あと、時間的に救急要請が多い時間帯もございますし、夜間であれば少なかったりもしますので、現在のところこの13台プラス予備車の4台で運用していくということでございます。以上です。

○田中 ありがとうございます。今このコロナの状況の中で、病院がなかなか受け入れてくれないというところがあるとは思いますが、現状をちょっと教えていただければありがたいんですけど。

○救急課長 現在のところ、救急の搬送に関しましては、若干搬送の困難事案と言われているものが、2月の後半ぐらいからですか、減ってきてはおります。ただし、今どういったことが起きているかという、病院側がコロナの病床を増やしたことによって一般の病床がちょっと手薄になったといったところもあたり、あともしくは発熱というキーポイントになってくると、そうするとそこで検査体制があって遅延するというようなことが起こることによって、若干非コロナと言われているコロナではない患者さん方がちょっと待つような状態、結果的にそれが救急車が次の出動が遅延するというような事態も起きているというような状態です。そういったことも医師会並びに各行政機関と今連絡を取りながら解決の方向を探っているところですので。以上です。

○田中 ありがとうございます。最近の傾向だと、コロナが直接の原因で亡くなるというよりも、合併症だとかほかの疾患がコロナを引き金に亡くなるという可能性があるというところでは、やはり緊急というか、救急が非常に大事になってくると思いますので、その辺よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。――なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 議案第27号、令和4年度柏市一般会計予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

ここで休憩を取りたいと思います。再開は10分後、あの時計で概ね14時10分から開始したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 1時59分休憩

○

午後 2時 7分開議

○委員長 それでは、会議を続行いたします。

次に、議案第2区分、議案第22号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、議案第2区分の議案第22号、補正予算案につきましてお尋ねをいたします。補正予算案は、3つの事務についてお尋ねいたします。まずは、防災安全課にお尋ねをいたしますけれども、防災訓練の実施を減額補正されておりますけれども、これは会派説明資料によると、新型コロナウイルスの影響で防災訓練を実施しなかったということでございますが、この経緯は間違いないでしょうか。

○防災安全課長 間違いございません。以上です。

○内田 訓練の方法とかにもよりけりなんです、新型コロナウイルス、あるいは今後新たな感染症のときにも災害というものは発生することが想定されますので、方法を図上訓練にするとか、訓練規模を縮小するとか、形はどうかであっても、これは私は時期を見て、コロナが落ち着いているときでも、新型コロナウイルス、あるいは感染症が拡大しているということを前提にした避難訓練というのは何らかの形で実施するべきだったのではないかと思います、そこはどうお考えでしょうか。

○防災安全課長 こちらの予算につきましては、総合防災訓練という形で、先ほど委員さんからもお話あった図上訓練ですとか、市民参加型の体験型の訓練だとか、そういったこととおおむね300万円程度の予算を毎年取らせていただいております。今回そちらは中止をさせていただきました。ただ、今委員さんからもお話がございましたように、全くやらないと、なかなか住民の皆さんの自助、共助の意識というものの向上というのは難しい部分がございますので、今年度はアリオ柏で啓発品の配布という形、あと災害時に自宅で備えておくべきもの、グッズですとか備品、そういったものがどういうものかということの、規模を縮小しましたが、啓発の部分に努めさせていただきました。以上です。

○内田 全く訓練を行わないという形ではなくて、形を変えていただいたということは重要でございます。そこは評価いたしますが、次年度につきましても、新型コロナウイルスが収束するという確証もございません。一方で、防災訓練をしなければ

ばならないという状況もございます。この辺については、てんびんにかけて、やっぱり感染症、繰り返しとはなりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大、あるいは他の感染症が蔓延するときにも災害というのは起こり得るという基本的な考え方にのっとして今後は対応していただきたいことを要望いたします。

続きまして、防災施設、防災資機材の管理について、公衆電話についてでございますが、補正で早期に対応していただけるということは大変ありがたいんですが、本市には109か所避難所があると聞いておりますが、今回公衆電話はそのうちどういった施設に何か所ぐらい設置を想定しておりますでしょうか。

○防災安全課長 今回の公衆電話の設置でございますが、避難所となります市内市立小中高等学校64か所、あと老人福祉施設3か所、あと近隣センターの体育館、西原、豊四季台と南部にございますが、体育館、あとその他の市立の施設6か所、合計76か所に設置する予定でございます。以上です。

○内田 109か所全てではないようなんですが、76ですから、残りの三十数か所ですか、こちらについてはどういう対応になるんでしょうか。既に公衆電話が設置されているというのであれば、それはそれでいいと思うんですが、こちらはいかがでしょうか。

○防災安全課長 それ以外の施設としましては、市以外の施設、例えば公立高等学校というものがございますが、そういったものですか、あと民間施設になりますので、吉田記念テニス研修センターですか、民間施設については施設管理者と協議が必要になりますので、こちらについては協議を継続していくということになります。もし協議が調いましたら設置の方向に進めたいと思っております。また、それ以外に含まれていないものとしては近隣センター本館がございます。近隣センター本館には、この工事の必要がございませんので、あえて予算は取ってはおりません。これは、NTTによる無償による協力がございますので、特に工事が伴わない形で設置できる近隣センター本館については予算を工面せずに対応する予定でございます。以上です。

○内田 つまり近隣センターについては、現行でも対応は可能だという理解でよろしいんでしょうか。

○防災安全課長 そのとおりでございます。以上です。

○内田 この公衆電話につきましては、回線のみを引くんでしょうか。それとも、電話機そのものを設置して、日常から使えるという仕組みにするのでしょうか。お示してください。

○防災安全課長 ふだん使いはできません。建物にジャックを設置するまでの工事になります。災害が発生した際にコードのついた電話機2台を置く予定でございます。以上です。

○内田 その電話機というのは、特別な機種になってきますか。

○防災安全課長 通常家庭で使うような電話機になります。以上です。

○内田 ありがとうございます。

続きまして、消防団課のほうです。お尋ねいたしますが、出動手当が減額になってございますが、これは単純に出動するような事態が減少したからということなんでしょうか。

○消防団課長 災害出動に関しては、このコロナ禍で出動件数には影響ございません。この新型コロナウイルス感染症の拡大によって消防団事業が中止または縮小ということになり、出動人員の減少に伴って事業費が減額したものです。以上です。

○内田 新型コロナウイルス感染症によって中止した事務、訓練等はどういったものがございますか。

○消防団課長 主な行事としては、消防団操法大会のようなものがございます。以上です。

○内田 つまり消防団は、出動回数、出動件数が減ったということではなくて、そういった行事が減っているからということ、出動においての影響というものはないという確認でよろしいでしょうか。

○消防団課長 委員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○内田 次年度につきましても消防団員の活躍には期待をしております。また、訓練等につきましても、行事は新型コロナウイルスの環境でどこまで実施するかということはちょっと見計らったほうがいいかと思うんですが、通常の消防団の活動に影響がないように運用していただきたいことを申し上げ、議案第2区分に対する私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○上橋 保育士等の処遇改善並びにこどもルーム支援員の処遇改善について伺いますが……

○委員長 上橋委員、総務委員会所管分ですか。

○上橋 ならないの、これは。議案で出ているからね、人件費で。

○委員長 人件費の話ですか。

○上橋 人件費じゃない。議案のほうで出ていなかったっけ。ちょっと後にします。先にどうぞ。

○渡部 では、2点だけ伺いたいと思います。まず、普通交付税が追加で今回33億円、その内訳についてまずお示してください。

○財政課長 今お話あったとおり、今回の補正予算の中で普通交付税を32億9,683万9,000円増額しております。この内訳としましては、毎年夏に算定を行っているわけですが、そこの算定時で約9億円ほど増額しております。また、国の補正予算、12月に成立したわけですが、こちらに伴う追加交付分というのが約23.5億円ほど含まれております。この23.5億円のうち、内訳がございまして、国のほうから臨時経済対策分ということで示されているのが約5.5億円、また臨時財政対策債の償還基金費ということで示されているものが約18億円といった内訳になっております。以上です。

○渡部 そうしますと、令和3年度の最終的な普通交付税の額、総額というのは幾らぐらいになるんでしょうか。

○**財政課長** 当初予算の26億円と合算しまして、約59億円といった数字になっております。以上です。

○**渡部** 地方創生臨時交付金についても伺いたいんですけども、令和3年度分の地方創生臨時交付金の最終的な決定額というのは幾らぐらいですか。出ていますでしょうか。

○**財政課長** 令和3年度分につきましては、令和2年度から繰り越した分7億円を含めまして、合計で約11.9億円ということで交付限度額が示されておりました、これに対して実施計画を提出しているという状況です。あと最終的な交付額については、事業の執行状況、実績報告をした上で確定するという流れになっております。以上です。

○**渡部** そうすると、交付決定額に対して、柏市の場合は全てこれを活用するような取組がなされているのかどうかを確認したいと思います。

○**財政課長** 先ほど申し上げた約11.9億円、こちらを国の貴重な財源ということで活用すべく事業を実施しているところです。ただ、その実施計画で提出している事業の中には経済対策として実施したキャッシュレスポイント事業も含まれておりました、そういった事業では一部当初予算どおり執行できていない部分もあります。最終的にこういった事業の執行状況を集計しまして、この活用額というのが決定していくということで考えておりますので、場合によってはこの全額活用できないということも可能性としてはあるのかなと考えております。以上です。

○**渡部** 今回、国のその補正のほう、12月の補正で普通交付税が増えた。通常の年度よりもかなりその交付税額が大きいなと思います。これは、主な要因というのはどういうところにあるんでしょうか。

○**財政課長** こちらについては、普通交付税の原資というのが主に国税五税から成り立っております、所得税、法人税、酒税、消費税、あと法人事業税といったあたりで、こういった税金が原資となっているということでございまして、今回国税のほうの収入も当初の見込みより増えているということで、そちらの税から交付税に配分される額が全体として増えたということに伴いまして、国の地方交付税、普通交付税のほうも増額になったという状況でございます。以上です。

○**上橋** 1つは、子育て世帯支援特別給付金、これが補正で、これは暮れにやった臨時特別交付金のことですか。減額補正で2億5,300万円出ているんです。子育て世帯生活支援特別給付金、12月議会で決めた臨時特別交付金のことですか。

○**財政課長** こちらは委員御指摘の部分ではなくて、以前の補正予算で計上した子育て支援、子育て世帯の支援には変わらないんですけども、児童扶養手当の給付を受けている世帯に対する特別給付金、こちらが予算を下回る見込みということで今回減額したという内容になっております。

○**上橋** それは臨時特別給付金の後に決めたやつでしたよね。去年のでしたっけ。時期的にはいつでしたか。

○**財政課長** ちょっと今確認はしておりますが、6月補正予算で計上した内容かと

思います。以上です。

○上橋 いずれにせよ減額になっているということなんですけど、事業規模はどれぐらいのものでしたか。

○財政課長 今ちょっと確認をさせていただければと思います。

○上橋 先ほどの保育士の部分は、議案自体第4号として当委員会所管だから、これも聞いてもいいかなと思ったんだけど、例えば条例案の改正は本委員会だけでも、予算そのものはやっぱり教育民生か。ということにちょっと分かれちゃっているの。

○給与厚生室長 議案第4号で上げております給与条例の改正については、公立保育園の保育士部分になりますので、その部分は総務委員会のほうで所管になるかと思いますが、補正を上げております。

○上橋 だから、委員会の所管の問題なんだけど、議案自体が総務委員会で所管になっているわけですよ。この原資というものは国庫支出金なんです。この国庫支出金についてのこともこの議案の絡みで質問できるかなと思ったんだけど、委員長から給与条例の変更の部分と予算は別物だという御指摘を受けたんだけど、これどうなんですか。

○給与厚生室長 重ねてになりますが、公立の保育士部分については私どもからも上げておりますけれども、国庫補助金全体につきましては、市からこども部のほうでお出しする補助金などにつきましては当委員会の所管ではないものと思います。

○上橋 ちょっと納得できないんだけど、これ給与の問題だから、お金の問題なんだよ。お金の問題ですよ、給与だからね。当然職員に支払う給与の原資であるところの国庫交付金も一体として審議できないのかなと思ったの。

○給与厚生室長 おっしゃるように、公立保育園の保育士の今回の処遇改善に関わる部分の補正予算分、初任給調整手当と共済費を合わせまして約360万円の部分につきましては、こちらの総務委員会の所管分でございます。

○上橋 職員の給与の部分のことはいいんだけど、いわゆる補助金として出す分は駄目ということか。

○給与厚生室長 はい。全額国庫補助金ではございますが。

○財政課長 先ほどお問合せのあった今回減額している臨時特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金でございますが、大変失礼いたしました。こちらは、4月補正予算と6月補正予算で計上したのになっております。4月に独り親世帯、先ほど申し上げた児童扶養手当世帯に対して給付するという事で、対象児童1人当たり5万円を給付するという形で予算を2億600万円計上しております。また、6月補正予算では、その他の家計急変世帯、児童扶養手当を受給している世帯と同様に、家計が厳しくなった世帯を対象にやはり児童1人当たり5万円を給付するという事で、こちらでは4億円を計上しております。合計で6億600万円を計上したというところでございます。今回合計で2億5,300万円ほど減額ということなんですけど、主に6月補正で計上した家計急変世帯の見込み、こちらは国のほうから示された割合

とかを参考に計上したところですが、実際の申請がそこまで及ばなかったということで、主にそちらの家計急変世帯、その他世帯の給付が予算計上額を大きく下回ったということで今回減額となっているところではあります。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 議案第22号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了いたします。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第1号、柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、柏市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市職員配偶者同行休業条例の制定について、議案第4号、柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、柏市振り込め詐欺等被害防止等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号、柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定についての6議案を一括して議題といたします。

本6議案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、議案第3区分につきましては、議案の第1号、行政組織条例改正案、それから第5号、振り込め詐欺等被害防止等条例改正案、この2議案について質疑をいたします。行政組織条例の改正案につきましては、納得をして賛同させていただきたいところがございます。説明を求めます。まず、地域づくり推進部の廃止についてでございますが、市長は危機管理とか広報のほうに力を入れていくべきという御主張でございますけれども、一方で今多様化する社会情勢の中では地域コミュニティの活性化というのは非常に重要なものであると考えております。地域づくり推進部には、秘書課、広報広聴課に加え、町会等の支援を行う地域支援課と市民活動を担う協働推進課がございまして、そういう意味では、地域コミュニティの活性化という意味では大きく寄与してきていると思うんですが、その辺の認識についてはいかがでしょうか。

○情報・業務改善課長 地域づくり推進部につきましては、多様な市民との協働を拡大、促進し、市民が愛着を持てる地域づくり、これを推進するという目的の下、分野横断的な役割を担ってまいりました。現時点では企画部と地域づくり推進部の

役割が明確ではないということから、分野横断的なものは企画部に、そして市民活動を推進するものにつきましては市民生活部に移管するというものでございます。御指摘の市民の活動支援、地域コミュニティの活性化につきましては、非常に重要なものであると考えております。今回の組織改編につきましては、市民生活部、こちらにつきましては市民の生活を総合的に支援するという役割を持たせております。この中で、これまでの公益活動、それから地域コミュニティ活動、これを一元化した市民活動支援課を設置して、さらなる推進に努めてまいります。以上でございます。

○内田 ちょっと心配なことは、市民活動全般に関して、市民生活部、これは委員会も市民環境委員会でございますし、一方で男女共同参画や平和事業、ホームタウン事業などはスポーツ課から来ますけれども、企画部の共生交流推進センターのほうに移管されると。共同推進課の事務が分離されてしまうのが若干不安なところでございますけれども、この点については今後どういう配慮をして市民活動の活性化に努めてまいりますでしょうか。

○情報・業務改善課長 今回の組織改編におきましては、市民生活部を市民主体のまちづくりを総合的に支援する部門として位置づけ、市民生活に直接に関わるスポーツの推進であるとか地域コミュニティの活動、市民公益活動の支援を所管し、市民主体のまちづくりを推進していくというものでございます。一方で、今回企画部の共生交流推進センターにホームタウン推進に関する業務を移管しております。また、男女共同参画、国際交流、平和施策、大学連携についても進めてまいります。現在、多様な主体との連携に関する事、こちらを企画部に追加いたしますが、行政課題の解決には市役所だけでは限界がございますので、多様な主体との連携を図りながら行政課題を解決していく、その中で各事業部門と連携をして市民活動の推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○内田 市民活動推進課につきましては、地域支援課と今までの共同推進課の一部の事務を担っていくわけですが、例えば市民公益活動促進基金や市民活動育成補助金の支出、あるいは地域支援課が行っているプラステンなどの事業、これらがございますけれども、ほかにも多々ございますが、地域支援課というものはあくまでも地縁団体の支援でございますし、市民活動、今までの名称で言うと、協働推進課というのは広域的な市民運動や市民活動、ボランティアなどを指していくと思うんです。それが1つの窓口にかつては集約されていたのを分離して地域支援課と協働推進課をつくったわけですが、またこれを元に戻すと、それぞれ性格の違うものが1つの部署に入っていくと、市民活動推進課で担っていくということによっての混乱というのをどう回避していくのでしょうか。

○情報・業務改善課長 今回組織改編の課題検討に当たりまして、地域の拠点である近隣センターの職員からは、地域活動の担い手が高齢化している中で、コロナにより地域活動が2年間停滞して、これまで積み上げてきた地域のつながりが弱まっているとの大きな課題を聞いているところでございます。そこで、地縁団体を核と

したコミュニティ活動、これと協働推進担当、これを融合することにより、市民活動を総合的に支援する体制を構築したところでございます。以上でございます。

○内田 融合していくということで活気づいていけば、それはそれでいいのかなというところでは、期待はしておりますけれども、それで共生交流推進センターにつきましては、人員については何名体制で事務を行っていきますか。

○情報・業務改善課長 人数は4人を予定しています。以上です。

○内田 その中で男女共同参画センターを担う人数は何人になりますでしょうか。

○情報・業務改善課長 細かな定数配分につきましては、こちらで御答弁するのは難しいのですけれども、男女共同参画、国際交流、平和施策、大学連携、ホームタウン推進を4人でしっかり進めてまいります。以上でございます。

○内田 現在、男女共同参画センターは恐らく3人体制だったと思うんですけれども、共生交流推進センターに男女共同参画や平和事業などが入ってくることで、これが活性化していくということ言えば、そこは歓迎するところなんですけど、ホームタウン事業が共生交流推進センターに移管されたというところがもともと、スポーツ課の話に今度関連して移りますけれども、そもそも教育委員会にスポーツ課というのはあったわけでございますが、このスポーツ課の中にある社会体育事業とホームタウン事業とありますけれども、かつては秘書課がホームタウン事業を所管していたかと思うんです。それを教育委員会からスポーツ課を市長部局に移管するのに合わせて、スポーツ課の中で社会体育、あるいはスポーツ施設の管理、それからホームタウン事業を担ってきている、所管してきているという状況が、これは元に戻ったというふうにも、秘書課ではないですけれども、ホームタウン事業が切り離されたとも言えるわけですね。そうすれば、スポーツ課は、これはちょっと私の主観なんですけれども、教育委員会に戻してもこの際よかったのではないかと思うんですが、そこはどう考えますか。

○情報・業務改善課長 平成31年度より市長部局で学校体育を除くスポーツ業務を担う趣旨といたしましては、スポーツを生かしたまちづくりの一層の推進と市民のスポーツ活動の推進を図るために、スポーツの施策を市民に関連する福祉、健康、地域活動など他の施策と連携し、総合的な施策として取組を進めているところでございます。この考えは今後も継続し、市長部局においてスポーツによる地域活性化に取り組んでまいります。以上でございます。

○内田 そこだけを取って反対するとかいうことは考えておりませんが、スポーツ課のそもそもの教育委員会から移管されたことは、ホームタウン事業も一緒にできるということで移管されたのに、今度、言い方は悪いんですが、無理くり市民活動にくっつけたみたいな印象も思えてしまいます。生涯学習、社会体育という側面の、いわゆる市場的な部分ではない社会体育の部分にも今後とも力を入れていていただきたいです。ですので、市民生活部よりもほかのところ、スポーツ課を持って来るならほかになかったのかなというような感じも私はしますけれども、当面はこの体制で進められるんだろうと思いますので、社会体育、生涯スポーツと

か、その部分というのが停滞することのないようにしていただきたいと思います。

それから、今度は危機管理部の新設についてでございますけれども、危機管理部については、現行の部を設置しなくても、総務部の中に危機管理政策課を新たに新設するということはできたと思うんですが、それでも十分危機管理の機能は果たしてくる。むしろ人事課や資産管理課と同じ部にあることによって、より危機管理政策課が総務部にあることのほうが、私なんかはそっちのほうが機能するのかなと。危機管理政策課を新設することは大変有効であると思うんですが、総務部の中ではなくて独立させたというのは、やっぱりそっちのほうが機能するというようなお考えなんではなかろうか。私は総務部にあったほうが機能すると思うんですが、いかがでしょうか。

○情報・業務改善課長 新型コロナ対策など、危機管理体制における様々な課題がございまして、特に複合災害への備えが不十分である状況がございまして。例えば新型コロナ対策時に自然災害が同時に起こるなどの対応には不十分ということでございまして。これは、市民生活における一番の課題であり、早急な対応が必要であると認識をしております。課題解決のために組織編成を検討した結果、現在議会对応や人事、福利厚生、防災及び防犯、工事検査など幅広い10の分掌事務を担っている総務部よりも、危機管理に特化した部を新たに設置して、役割を明確にして集中的に取り組むことが早期の課題解決につながり、市民の皆様の安全安心の向上に資すると判断いたしました。以上です。

○内田 総務部ではなくて危機管理部を新設したほうが有効に機能するという御見解ですので、そこはもう信頼していくしかないかなと思います。危機管理政策課の事務についてなんですけれども、もう一度、今の御答弁の中でも触れられていたけれども、危機管理政策課が担う事務というのはどういうものか、防災安全課から移管するものはあるのかどうかも含めてお示しください。

○情報・業務改善課長 危機管理政策課につきましては、まず危機管理における政策全般の立案、展開、また今般の新型コロナウイルス感染症のような柏市地域防災計画の枠組みに入らない危機事象の対策本部の役割を果たす危機管理の統括部門でございまして。防災安全課は、地域防災のほうを担っておりまして、より地域に密着した防災運動を行ってまいります。以上です。

○内田 そうすると、防災安全課から危機管理政策課に移管する事務はないという受け止めでいいですか。

○情報・業務改善課長 まず、危機管理政策課につきましては、危機管理の統括及び国民保護計画などの計画の所管を予定しております。以上でございます。

○内田 そうすると、地域防災計画の改定や策定などの事務は危機管理政策課が担うということになりますか。

○防災安全課長 今委員さんからお話がありましたように、地域防災計画、危機管理基本計画、その他今現在防災安全課で所管している計画が幾つかございまして。その全体的な横断的な計画策定という部分がございまして、計画の立案、総合調整

については危機管理政策課で行うように考えてございます。以上です。

○内田 ありがとうございます。こういった大きな行政組織の変更、改定というのは、一長一短あるかと思いますが、その長所が生きるように運用面で改善していただきたいですし、特に冒頭申し上げました市民活動推進課につきましてはしっかり事業を拡充していただきたいと思いますし、共生交流推進センターとある種共同推進課が2つに分かれるような形にはなりますけれども、委員会の所管も分かれるということになりますけれども、ここは垣根を越えて連携していただきたいと思いますということを強く申し上げます。地域づくり推進部がなくてもその体制が構築できるようにしていただきたいと思います、このように主張いたします。

続きまして、議案第5号、振り込め詐欺被害防止等条例について、改正案についてでございます。名称も変更して、特殊詐欺ということで今後表現をしていくということでございますが、今度新たに定義が増えると。特殊詐欺の定義が増えていくということですが、加える部分につきまして含めて、柏市で主立った特殊詐欺の傾向とか、そういうのというのは何かあるのでしょうか、お示ください。

○防災安全課長 令和3年の特殊詐欺の被害件数という部分でいいますと、市内で92件発生してございます。その中でも一番多かったのがオレオレ詐欺、電話をかけて現金を振り込ませるものですが、これが30件ございました。次いで預貯金詐欺、銀行員などを名のりまして、キャッシュカードをだまし取る詐欺です。これが25件ございました。市内の傾向としては、オレオレ詐欺並びに預貯金詐欺が多く発生しているかと思えます。以上です。

○内田 それは、全国的な傾向、あるいは千葉県内全体の傾向とも類似していますか。

○防災安全課長 おっしゃるとおり、県内の動向とほぼ同じでございます。以上です。

○内田 直近の特殊詐欺の認知件数というものが分かればお示ください。

○防災安全課長 警察において、犯罪の認知件数というものについては公表してございませんので、把握してございません。以上です。

○内田 検挙件数も認知件数も、どちらも発表されていないと。以前ちょっと御相談したときには、認知件数については御説明があったかと思うんですが、再度お願いします。

○防災安全課長 申し訳ありません。認知件数につきましては、先ほど申し上げました被害件数ということで、92件ということでございます。検挙件数については、申し訳ございません、把握しておりません。以上です。

○内田 被害件数と認知件数はイコールという考え方でよろしいんですね。失礼いたしました。それで、今度は被害額でございますが、直近の被害額についてお示ください。

○防災安全課長 昨年1月から12月31日までの1年間で約1億7,000万円、前年から5,300万円増えてございます。以上です。

○内田 増えているという状況でございますので、条例を改正していくということは重要でございますが、一方でちょっと心配な点は市民の責務というところで、市民の責務が少し強化されるということになります。人権を守っていくという観点からですと、監視社会への警戒というのがございますが、やはりここが監視にならないようにしていくということがこの条例を改正して周知するための重要な点になってくると思うんですが、そうならないための周知の方法についてお示してください。

○防災安全課長 今回市民等の責務というところの中で、これまでは御自身の被害防止という部分について条例で定めてございました。しかしながら、今委員さんおっしゃるとおり高止まりが続いておりまして、その中で御家族ですとか周りの方による注意喚起というものも必要だということで、今回その部分を修正させていただきました。まさしく委員さんおっしゃるとおり、その監視社会ということについては注意しなければいけないことであると十分認識しております。この条例に定める御家族ですとかで身近な方による被害防止の周知ということについては、キャンペーンだとか様々なイベントだとかでその辺りを踏まえた上で注意喚起をしていきたいと思っております。以上です。

○内田 今のところ次年度に予定されているイベントやキャンペーンというものがあればお示してください。

○防災安全課長 特殊詐欺に遭う多くが高齢者の方ということがございますので、今考えている来年度の施策といたしましては、現役世代といいましょうか、若い世代、子育て世代等による注意喚起が必要ということで、集客の多いショッピングモールですとか、家族連れの方が訪れるような場所での周知、喚起事業を行ってきたいというふうに思っております。以上です。

○内田 あくまでも市民に周知していく際には、声かけは大切けれども、行き過ぎた監視にならないという点を留意していただいて、この条例の改正についての周知を深めていただきたいことを申し上げまして、他の議案についての質疑は第3区分では割愛いたしまして、以上で第3区分の質疑を終わります。ありがとうございます。

○上橋 議案番号39でございますが、これは会計年度任用職員の育児休業のことですね。この4月に育児・介護休業法の改正された法が施行されるんですが、これと関係があるんでしょうか。

○次長兼人事課長 今回の条例改正については、あくまでも育児休業に関する内容になります。以上です。

○上橋 育児・介護休業法、これは就業規則と一体をなすものなんですけど、多くの企業がこの法改正に基づいて育児休暇の規定を改めているんです。さらにまた、今年の秋の10月に男性の育児休暇も充実されるんですけど、こういう民間における流れと軌を一にした改正でしょうか。

○次長兼人事課長 基本的に公務員の休暇、休業、これに関しては国家公務員の規定を準用するような形で改正を行っておりまして、まず国の制度改正を受けて、基

本的には同時に施行することがほとんどですけれども、国に合わせて改正を行っていくと。国は、民間の流れと歩調を合わせながら改正を行っていくというのが通例になるかと思います。以上です。

○上橋 次に、議案第3号なんですけど、この内容を見てびっくりしました。こういう条例が通ると市民怒りますよ。市の職員たちは自分たちを何と思っているんだと怒るような内容ですよ。そこで聞きますが、今この会計年度職員の育児休業のことも国の制度改正だとおっしゃったけども、これも国でこういう改正があって、地方自治体もこれに倣いなさいということですか。

○次長兼人事課長 こちらについては、地方公務員法にもう既に制度化されている休業制度でございまして、厳密に申し上げますと平成26年度に法は施行されているところです。柏市は、これまでこの制度化については見送ってきたところでございます。では、なぜ今回制度化するのかという理由ですけれども、職員から問合せがございまして、先ほども申し上げましたけれども、国の制度に準じて、今回職員からの相談もありましたので、この機会を捉えて制度化をするというものでございます。以上です。

○上橋 ということは、この配偶者同行休業の要件に該当する職員が柏市にいるということですか。

○次長兼人事課長 今現在そういう職員がいるかどうかということについては、把握はしてございません。以上です。

○上橋 この質問をしてきた、柏市にはこういう制度はないんですかと聞いてきた職員は、自分もこの要件に該当するから、こういう条例が制定されれば、自分はこの制度を使って3年、母ちゃんのいる外国で暮らしてみたいなと思ったんでしょうかね。

○次長兼人事課長 そのように考えたかどうかというのは、ちょっとそこまでは承知しておりません。以上です。

○上橋 それで、この条例案、柏市だけじゃない先例があるから、皆さんもこれするんだろうけど、3年以内とあるけど、この期間中、給与が出るんでしょう。昇給だとか、それから退職金の算定の期間から除くとはいうものの、この間給与出るんですか。それとも、あるいはリモートで、外国にいながらリモートで仕事し続けるんですか。

○次長兼人事課長 これはあくまでも休業制度ということになりますので、海外で例えばリモートなどで仕事をすることはございません。また、給与に関しては不支給という扱いになっております。

○上橋 支給するんですか。

○次長兼人事課長 不支給です。支給しません。

○上橋 育児休業だとか出産休業なんかは、雇用保険だとか、あるいは共済からある程度出るんだけど、この休業の場合、不支給とおっしゃったんですが、そういう雇用保険ないしは地方公務員共済から補填するようなことはされますか。

○次長兼人事課長 公的な補填はございません。

○上橋 とはいえ、市民感情、これ恐らくこういうことだろうと思うんだよ。国家公務員で、旦那もエリート官僚で、奥さんも両方東大出て、お父さんも東大、奥さんも東大で、奥さんあたりが国連に勤めていて、もう全然ニューヨークと東京で違う。あまり別居が長期続くと離婚につながるというので、3年近い休業をやるという趣旨で国家公務員で設けて、国家公務員で設けたから地方公務員でも設けなさいということで出たものだと私は想像します。だけど、どうもこれは市民感情からかけ離れている。貧困の家庭の子に給付金を支給している、そういう役所なんですよ、柏市って。生活に困っている市民を支援する仕事をしているのが柏市なの。一方、柏市の職員がこういう3年近い休業をやって、配偶者のところへ行って3年近く生活する、これ聞いたら市民怒るよ。私だって怒るよ。だから、私これは絶対反対する。これは私の意見です。皆さんがどう考えるか御判断ください。

もう一つ、さっき聞きかけた柏市一般会計、職員給与条例の件なんですけど、認可保育園なんかにも、あるいは学童にもお金が出るんですけど、基本的に内閣府がやっているのは、これはつかみ金で、全職員に3%ないしは9,000円上げてあげなさいという趣旨の政策だったんですけど、柏市の場合は9年未満の職員に対して初任給調整手当という新しい手当をつくってこの金額を支給するというものでいいですか。

○給与厚生室長 今現在、初任給調整手当というのは医療職に対して支給を行っております。今回保育士をそちらの対象に加えようとするものです。

○上橋 医療職の方に今この初任給調整手当を出している理由なんけども、お医者さんの資格のある人を柏市で採用するとき、ほかの同じお医者さん、同じ医師の資格のある人がほかに流れちゃわないようにということで設けた手当なんですか。

○給与厚生室長 初任給調整手当は、採用の困難がある職種について、そういった設定ができるという内容のものになります。

○上橋 民間の保育士についても最近どんどん、どんどん給与が上がっているから、公立保育園の保育士になってくれる人が少なくなるということで、初任給調整手当にこの保育士を含めたと、こういう趣旨ですか。

○給与厚生室長 今回国のほうがこの補正予算で処遇改善の事業を計上しまして、そちらを公務員においても実施するという中で、実施方法として、内閣府のほうからは初任給調整手当ですとか調整額の活用といった案が示されておまして、柏市において対象を定めて実施するに当たっては、この初任給調整手当という仕組みが適しているという考えでこちらに加えようとしております。

○上橋 実は民間の保育士の場合は、長い間低賃金で働いてきた職場であるということで、成り手が減ってきているということで、基本的に全職員、その仕事に、保育園に入って何年以内じゃなしに、定年に近いような保育士さんも含めて全体で9,000円ということが内閣府のほうから指導があるんだけど、公立保育園の保育士に

についてはそういうことはなかったんですか。

○給与厚生室長 おっしゃるように、国の実施要綱においては、保育士だけでなく保育園で勤務するほかの職種についても処遇改善の対象となっておりますけれども、一方で地方公務員全体の給与については、体系的な給与制度の中で支給されているものになりますので、ほかの職種との均衡ですとか、各種の均衡、バランスを考えたところで、私どもでは、柏市においては、この保育士、保育園に勤務する9年目までの保育士を対象とするのが柏市において必要な対象だというふうに考えております。

○上橋 そうだろうと思うんだけど、公務員の場合はずっと定期昇給、手厚い定期昇給があって、ずっと上がっていくから、恐らく定年前の民間の職員と公立保育園の保育士と定年前で比べると公務員のほうが絶対高いはずなんですよ。近年民間の保育士がぐっと一気に上がったので、この部分だけを補ってあげればいいだろうというお考えなんですね。

○給与厚生室長 こちらだけを補えば全て解決するという状態ではないかとは思いますが、いろいろなバランスを考えた中では、まずここに今回こういう国の補正予算という機会がございましたので、その制度の中で活用できる部分ということで、こちらの9年目までの保育士に限定した初任給調整手当ということを考えております。

○上橋 民間の場合は、初任給ばかり上がって、中間以降のランクの人が近年全然上がっていないと。初任給だけを上げて保育士を確保しようということで、初任給とベテランと区別つかなくなった。だから、全体を上げなさいという話になって、しかも内閣府のほうはできれば基本給を上げなさいということであるんだけど、柏市の場合は全然基本給に手をつけてませんね。

○給与厚生室長 おっしゃるように、今回私どもでこの国の補正予算による処遇の改善を考えたときに、保育士というのも地方公務員の一つの職種でありますので、他職種とのバランスということを考えますと、人勸に基づかない処遇改善を行わないという考えもあるかと思うんですが、柏市においてはこの機会を最大限に生かすということで、そこに限定したものになりますので、それをすると今ある様々なバランスの取れていないものが全て解消するということではないんですが、国が示した制度の中で生かせる部分ということで採用したのものになります。

○上橋 もう一つ、内閣府がやったのは、この2月から9月まではいわゆるつかみ金でぼんと上げなさいと。特定の補助金制度を使わないで、つかみ金でぼんとやったのね。10月以降は、認可保育園の場合は公定価格でこれを補填しようとなったんだけど、柏市の場合は今の初任給調整手当がこのままずっと将来も行くということですか。

○給与厚生室長 はい、そのとおりです。

○委員長 ここで1時間ほどたちましたので、暫時休憩いたします。

午後 3時10分休憩

午後 3時18分開議

○委員長 それでは、会議を続行いたします。

第3区分の6議案について質疑があれば、これを許します。

○渡部 それではまず、議案の1号から伺いたいと思います。昨年市長選挙があって、新しい市長が誕生して、市民に対して公約したことを実現するために組織の再編をするというのは至極当然のことであって、この短期間の中で本当に速やかな組織再編を私はやり遂げたなという感じで評価しております。今後スタートしてみても課題というのはいろいろ出てくるかもしれませんが、恐らく相当議論して練り上げたものではないかと思えます。それで、これは本会議の中でも出ていたけれども、改めて市長が指示をして、その後内部のその検討の経過、それについてちょっとお示しいただきたいと思えます。

○情報・業務改善課長 まず、本会議で御答弁申し上げたとおり、昨年12月から1月にかけて計6日間、政策提言に係る部局長ヒアリングを実施し、3か月間において市長と各部局長と連日協議を重ねて検討してまいりました。具体的な組織の編成につきましては、先ほど申し上げました6日間の部局長ヒアリングが終わった後に組織条例改正の指示を受けております。その後、市長、副市長と1月中にかけて、また関係する部局長、所属長、関係する機関と1月中にかけて検討した上で2月の中旬に条例改正の意思決定をしているところでございます。以上です。

○渡部 市長は、前の経験というのは県議と国会議員です。こういった地方自治体の組織について精通しているというふうにはちょっと私は思えないんですけども、そうすると職員の側からいろいろな提案ですとか、ここはこういうふうに変えたほうがいいのかい、その職員の側からの、これまでの組織では随分不都合なことがあったので、ここは変えたほうがいいのかというような提案もあったのかどうか、主なその提案内容についてお示してください。

○情報・業務改善課長 まず、市長に対しては、12月におきまして柏市の組織や現状、課題について共有を行ってございまして、あとは例年秋に行っております各部局の組織ヒアリングの概要などについて御説明をしているところでございます。先ほどお話のありました職員からの提案につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、近隣センターの所長から、地域活動が停滞していて、積み上げてきた地域のつながりが弱まっているために、これを戻すためには相当な時間がかかるため新たな取組が必要であるというようなお話をいただいていたりでございまして、あと本会議のほうで御答弁申し上げたとおり、防犯業務、それから交通安全業務を一体化することで警察との窓口を一本化して、市民の安全安心の向上に努めたほうがよいのではないかという担当部局のほうの提案があったりですとか、いろいろ意見交換をしながら組織編成を検討してまいりました。以上でございます。

○渡部 職員と共に限られた大変短期間の間にかかなり密な相談をしながら練り上げてきたのかなというふうに思いました。それで、今回地域づくり推進部がなくなる

わけですけれども、この地域づくり推進部ができたときには、その目的、どういう目的でこの地域づくり推進部ができたのか、それが例えば、もうかなり前の話になりますが、分かる範囲で結構ですので、そのときいつぐらいにどこからそういう提案があって、どのくらいの期間をかけてこの地域づくり推進部をつくろうということになったのか、分かりましたらお示してください。

○情報・業務改善課長 まず、地域づくり推進部の目的につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、多様な市民との協働を拡大、促進し、市民の市政への参画を推進し、市民が愛着を持てる地域づくりを推進するという目的を持って担ってまいりました。組織の編成につきましては、平成23年第1回定例会に組織条例改正の議案を提案してございます。地域づくり推進部の創設につきまして前市長が執行部に指示をしたのは平成22年の12月となっております。以上です。

○渡部 そうしますと、既に市長になって1年ちょっとのときに提案したのかなと思いますので、市長になってからのその期間というのはあったかなと思いますけれども、ただ提案したのが12月で、その次の年の3月の定例議会にそれを提案したということで、もう一回確認しますが、よろしいでしょうか。

○情報・業務改善課長 委員御指摘のとおりでございます。以上です。

○渡部 それで、若干心配するのは、前のときも、もちろん3月議会でそれを可決して、その後それを周知したりするのにやはり時間を要したりしたのかなと思います。今回も特に、例えば町会ですとか、ふる協関係、そこに対してしっかりと周知をする必要があると思います。スタートしてからなかなかすぐに周知されない中でもだんだん市民にもそれが分かってくのではないかなと思いますけれども、どんなふうに市民に対しては周知を予定しているのでしょうか。

○情報・業務改善課長 組織の改編につきましては、市民の皆様、事業者の皆様には混乱がないよう、広報やホームページでしっかりと周知を行ってまいります。先ほど委員からお話がありましたふる協の方々や民生委員の方々など、市の業務に直接的に御協力いただいているの方々に関しましては、担当部局よりしっかりと周知を図ってまいりたいと考えております。また、来庁者の対応や電話の受付でも混乱がないように、庁内の掲示ですとか職員の案内の徹底を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○渡部 周知徹底については、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、議案の第4号、条例改正についてなんですけれども、これも非常に短い期間でここまで練り上げてきて、議会の条例改正に間に合わせたということでは、私は大変評価をしております。柏市がこの処遇改善についてまず把握したのはいつぐらいだったのでしょうか。

○給与厚生室長 通知がございましたのが昨年12月になります。以上です。

○渡部 12月に通知が来て、柏市の場合、保育士ですと条例改正をしなければいけない。これが規則の改正でしたらまたちょっと別だった。もうちょっと市の業務としては違って来たのかなと思いますけれども、条例改正をしなければいけなかった

というところで大変な御苦勞があったのではないかというふうに推察いたします。

それで、基本的なことです、ちょっと伺いたいので、確認をちょっとさせていただきたいんですが、会派の説明資料の中では、保育士378人のうち保育園勤務が352人、うち支給対象が189人という資料でした。つまり26人の保育士資格を持つ方については保育園勤務ではないということですが、大体どの部署に勤務されているのでしょうか。

○給与厚生室長 こちらの保育園以外につきましては、こども発達センターですか本庁の保育の部署にも所属がございます。以上です。

○渡部 その26人のうち9年までいっていない方は何人くらいいらっしゃるのでしょうか。分かりましたら。分からなかったら後でもいいんですが。

○給与厚生室長 恐れ入ります。後ほど御報告させていただきます。

○渡部 そうすると、今例えばこども発達支援センターで働いている、この方は今回の処遇改善の対象になっていないと思います。その方が今度は保育園の勤務になったというときは、途中からでも処遇改善がなされる、給料がアップするという理解でよろしいでしょうか。

○給与厚生室長 おっしゃるとおりです。

○渡部 今民間の保育士さんに関しては、様々な支援策があります。柏市も独自で処遇改善を出していますし、県のほうでもあります。初任給だけを比較しますと、やはり民間の保育士のほうがお給料は高いんです。それで、例えば職員の倍率なんですけども、応募する職員の倍率なんですけども、一般職の職員の求人に対しての倍率、それと保育士の倍率、もしこれが分かりましたらお示ください。

○次長兼人事課長 後ほどお調べしまして、お答えいたします。

○渡部 恐らく市の一般職の方と比較をして保育士の倍率のほうが今少し低くなっているのではないかなとちょっと思いました。それはちょっと数字を聞いていないから分かりませんが、知っている方でも、もちろん民間保育園も募集していますから、採用がなければ困りますけども、同じように柏市も採用をかけているわけですから、やはりいい人材の方に働いてほしいなと思いますので、私はこの処遇改善については賛成ですし、なかなか条例改正をするという点で、本当に短い時間の中でしっかりとした改正をしていただいたというところについては大変評価をしております。私からは以上です。

○佐藤 議案説明資料をいただいた中で議案番号1番について質問いたします。この議案説明資料では、施行期日がこの4月の1日からになっております。しかしながら、この議案が可決されるのは3月の22日、議案が可決をされてから施行までが9日から10日という期日なんです、どのような形で職員の皆様あるいは市民の皆様方にこの9日間、10日間という期間で周知徹底されるのか、ちょっと疑問なんです、そこら辺を聞かせていただけませんか。

○情報・業務改善課長 先ほども御答弁申し上げたとおり、市民の皆様、事業者の皆様にご混乱がないようにしっかりと周知徹底を図っていくために、広報かしわですと

かホームページのほうの準備をしているところでございます。これは、もちろん議案を可決いただいた場合ということ想定させていただいた上で準備をさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

○佐藤 9日、10日でどうやって知らせるのか、そこを聞きたいんですけど。

○情報・業務改善課長 まず、広報かしわにつきましては4月1日号を予定しております。また、ホームページの部署変更ですとか庁内掲示、電話受付につきましては、4月1日の段階でしっかり対応できるように準備を進めてまいります。もちろん先ほど申し上げたとおり、議案を可決いただいた場合という前提で準備をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○佐藤 今回大幅な組織変更があるわけですがけれども、過去にというか、以前というか、一番直近で大きな組織変更というのはいつ頃あったんですか。

○情報・業務改善課長 先ほども御答弁申し上げたとおり、部の再編に関する条例改正につきましては、平成23年の地域づくり推進部の設置であるかと考えております。以上でございます。

○佐藤 そのときは、いつ可決されて、いつからの施行だったんですか。

○情報・業務改善課長 その際は、平成23年第1回定例会に御提案申し上げて、施行期日が平成23年4月1日からでございます。以上です。

○佐藤 では、前回も同じタイムスケジュールだったというふうに理解しますけれども、当然皆さんプラン・ドゥー・シーで、そのシーの部分で見直し、反省ということをしていると思うんですが、前回9日、10日ぐらいでやっぱりやってきた中で、課題点、反省点というのはどういうものがあったんですか。

○情報・業務改善課長 前回の組織改編も、あと毎年の組織改編も同じでございますけれども、組織の名称ですとか、あと庁舎の配置が変わった際にやはり若干の混乱が生じているという状況はございます。今回の組織改編、大幅でございますので、広報かしわ、ホームページ、それから庁舎の案内、電話受付等しっかり対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○佐藤 前回も若干の混乱があったというふうに今答弁がありましたが、具体的には市民の皆さんからの御意見とかクレームは何件ぐらいあったんですか。

○情報・業務改善課長 市民の皆様からのお叱り、御意見の件数については、申し訳ございません、現在把握しておりません。以上です。

○佐藤 件数はいいですけども、具体的にはどういうものがありましたか。

○情報・業務改善課長 私の知る限りにおいてでございますけれども、窓口で相談する先に少し迷ってしまったというような話があったと聞いております。以上でございます。

○佐藤 今市民の皆さんからそういう御意見、市民の皆さん混乱したということがありますが、今回も、具体的には営繕管理室が本庁舎の4階から分庁舎の1階へ、資産管理課が本庁舎の2階から本庁舎の4階へというふうになるわけですね。この営繕管理室や資産管理課というのは、どういう市民の方々、あるいは取引先業

者の方々、あるいは職員の方々が窓口に来られる部署なんですか。

○情報・業務改善課長 今御質問のありました営繕管理室につきましては、公共施設の設計監督を一元管理する部署でございますので、建築の設計事務所であるとか建設会社、また土木工事の関連事業者の皆様がいらっしゃるという状況でございます。営繕管理室につきましては、2月の末の時点で下水道が移転したことにより空いているものですから、そちらのほうに移転をして、関係する皆様のほうにもお知らせをしたというふうに聞いております。資産管理課につきましては、庁舎内にいらっしゃる方々の総合窓口の管理であるとか、あとはその施設管理の事業者さんなど、様々な方々と対応する部署であると認識しております。以上です。

○佐藤 特に資産管理課に関しては、どのような混乱がありましたか。あるいは、混乱がありませんでしたか。

○情報・業務改善課長 まず、資産管理課は、先ほど申し上げたとおり、庁舎の総合案内、受付を管理している部署でございますので、やはりそこで4月1日から適切に御案内できるかどうかというところがポイントになってくるかと思っております。そちらにつきましては、しっかりと周知徹底してまいりたいと考えております。以上でございます。

○佐藤 今御答弁あったとおり、4月1日から混乱がないようにと。私が一番心配するのはそこなんです。市民の皆さんとか、あるいは業者の方々、あるいは職員でも、その部署に訪れるとき、やっぱり二度手間というか、二の足を踏んでしまうとか、そこをこの9日、10日という期間でできるのかどうかというところを一番心配するので、前回の大幅な組織変更のときはどうだったのかというふうにお伺いしたんですけど、今回の組織改編、大幅な改編の中で、先ほど前は新しい市長さんになって1年ぐらい後に組織変更をしたと。その期日は、3月末可決で4月1日からというのは一緒なんです。今回は11月に選挙があってから4か月間でやるということは、逆に言うと、職員の皆さんはふだんから問題意識を持ってやっているでしょうけど、市長はまだ自分の考えとか自分の思いが十分浸透しないとか、固まらないうちにこの組織変更を行うというのはいかなるものかなと思うんですが、その前回の1年かけての結果、反省点と今回3か月、4か月でやるということの取り組み方と、ちょっとそこら辺の考え方を聞かせてください。

○情報・業務改善課長 今回、市長就任後、限られた時間ではございますが、市長と関係部署と協議をしっかりと重ねた上で組織改編案を御提案申し上げております。以上でございます。

○佐藤 私が聞きたかったのは、前回は1年間かけて組織変更をしたと。今回は、3か月、4か月で組織変更をすると。その議論のプロセスの中で、当然同じじゃないんでしょう。どういう違いがありましたかと。いい点も悪い点も、そこを教えてください。

○情報・業務改善課長 委員御指摘のとおり、議案を提案した時期につきましては前市長が就任されてから1年数か月後であったと認識しております。地域づくり推

進部の創設につきましては、先ほど渡部委員のほうに御答弁申し上げたとおり、議案を提出する前年の12月に創設の指示をしていると認識しております。今回太田市長の就任以来、短い期間ではございましたけれども、各部局と連日議論を重ねて、課題解決のための最適な組織編成を検討して御提案しておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○佐藤 理解はしますけど、やっぱり1年かけて市長の思いも固まってきて、深まってきた中での組織変更と、まだ3か月、4か月での市長就任からの組織変更では違うと思うんですよ。職員の皆さんは日頃から問題意識を持ってやっているから、その1年間と3か月、4か月の違いはありませんけど、太田市長の思いを本当に入れるには3か月、4か月じゃ短いんじゃないかなというふうに思うんです。市長も例えばワンクールやってみて、こういう反省点があったとか、こういういい点があったとか、そういう経験をした中で私はこういうふうにしたいたいという市長の思いがもっともっと入ってくるのはやっぱり時間かかるわけですから、この3か月、4か月というのは、市長の思い、市長の考えが十分に伝わるかどうか、ちょっとそこは心配します。それは意見として、答弁は結構ですが、ちょっと具体的に聞いていきたいと思えますけれど、広報部の中に秘書課と広報広聴課というのがあるんです。この秘書課というのは、もともとは地域づくり推進部であったわけですが、どうも普通に考えると秘書課というのは総務部あることが多いんですけど、この広報部に秘書課を置くことの意味、この頂いた資料では伝わる情報発信体制の構築とあるんですが、その伝わる情報発信体制の構築をするために広報部に秘書課があるというのはちょっといま一つ腑に落ちないんですが、広報部に秘書課がある理由を教えてください。

○情報・業務改善課長 広報部に秘書課を設置する理由でございますけども、先ほど申し上げたとおり、情報発信の一元化に取り組むというところと市民の皆様へ情報をしっかり伝えていくという役割が広報部でございます。秘書課といたしましては、市長の秘書業務を担いながら市長の政策を即時性を持って職員に発信していくという役割があるかと思っておりますので、秘書課と広報広聴課、この2課で広報部をしっかり担ってまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤 次に、自転車対策室についてお伺いいたします。この土木部交通政策課の自転車対策室というのは、土木、交通政策、自転車対策、この自転車対策室って何やるのかなというのをちょっと。この名称だけ聞くとよく分からないなというところがあるんですけど、自転車対策室というのは具体的にはどんなことをされるんですか。

○情報・業務改善課長 自転車対策室につきましては、交通施設課の交通安全担当を防災安全課に移管することに伴いまして、交通施設課の自転車対策担当を交通政策課の課内室として再編するものでございます。担当業務といたしましては、交通施設課自転車対策担当の業務を引き継いでまいります。具体的には、駐輪場及びレンタサイクルの管理運営、駐輪場の整備、放置自転車対策、市営駐車場の管理、柏

市自転車等駐車対策協議会の運営等を予定しております。自転車対策担当を柏市自転車総合計画における通行及び利用環境を所管する交通政策課の課内室とすることで自転車の利活用と施設対策に関する交通行政の一体化を図ってまいります。以上です。

○佐藤 今の目的、内容を聞いていると、防災安全課に交通安全に関するということ担当業務があるんですね。そっちに入るほうが何か自然な感じがするんですが、何でこの土木部交通政策課の自転車対策室に、あえてこっちに置いているのか、その理由を聞かせてください。

○情報・業務改善課長 繰り返しの御答弁となりますが、交通行政を担う重要な要素として自転車を捉えまして、柏市自転車総合計画における通行及び利用環境を所管する交通政策課の課内室とさせていただきました。以上です。

○佐藤 では、その防災安全課の交通安全に関するということは何やるんですか。

○情報・業務改善課長 交通安全対策につきましては、まず市民の安全意識向上に関する普及啓発、それから交通安全パトロール活動の促進、交通安全関係機関との連携、それから交通安全計画の策定、交通事故被害者支援を担ってまいります。防犯部門、交通安全部門を一体化して警察と連携を図ることで、通学路の安全を管理する教育委員会ともさらに連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤 今の御答弁を聞いていると、防災安全課のところに自転車対策室があるほうが自然じゃないかと思うんですけど、あえて別にしてしている理由があるわけでしょう、何か担当を自転車対策室を別にしてという。その理由を聞かせてください。

○情報・業務改善課長 自転車対策室の業務につきましては、繰り返しの御答弁で恐縮ですが、駐輪場やレンタサイクルの管理運営、駐輪場の整備、市営駐車場の管理などを担ってまいります。繰り返しの御答弁で恐縮ですが、交通行政を担う要素の一つとして自転車があるかと思えます。そして、市民の皆様が自転車を使って日々の生活を豊かにしていただく利活用ですとか、そういった活動もあるかと思っておりますので、その通行及び利用環境を所管する交通政策課の課内室とするほうがより交通行政の一体化、効率化、そして市民生活の向上が図れると認識をして課内室を設置させていただきました。以上です。

○佐藤 そんなに聞いてもしようがないので、最後にそもそも論で聞きたいところがあります。危機管理部というのが今度できて、危機管理政策課というのができますよね。法律や条例で、当然その危機管理とは何ぞやとか、この危機は何を指すのかとか、そういう定義があると思うんですけど、例えば危機だったら災害の天災のことなのか、あるいは今回のコロナ対策、これも感染症に対する危機ですよね。この危機管理部の危機の部分の定義は何なんですか。

○情報・業務改善課長 俗に危機事象と言われているものについては、自然災害からミサイル攻撃、武力攻撃、今回のコロナもそうですけども、全てのものを危機事象というふうに捉えてございます。それを管理するのが危機管理というような認識でございまして、危機管理政策課には、その危機事象のうち自然災害に関するもの

と国民保護に関するもの以外の危機事象について実施するということですみ分けをしてございます。防災安全課と危機管理政策課の業務を行うに当たって、今回コロナの教訓を踏まえまして、自然災害への備えという部分をより充実させ、市民の安全安心につなげるというところで、あえてその自然災害の部分については防災安全課のほうでふだんから担っていくという形で考えてございます。以上です。

○佐藤 今の答弁はすごくよく分かりました。ありがとうございます。

最後に、前回の大幅な組織改編は市長就任から1年たって、市長もよく経験されてやったことに対して、今回三、四か月というところであるということをやっぱり危惧します。より太田市長の思いを入れるためには、もう少し時間をかけてからこの組織変更をしたほうが良いと思うということを意見として述べまして、要望として述べまして、質問を終わります。

○石井 今まで地域づくりにあったわけだ、共同参画なんかも。そうすると、市民との共同参画とか国際交流、これも要するにボランティアみたいなもので、市民との距離がかなり近いと思うんですよ。それをなぜこういうふうに国際交流とか男女共同参画を分けて、他方は市民のとの協働ですよと言っているのにこの企画部のほうに国際交流とか男女共同、こういうふうな分け方というのは両方とも市民に密着な関係にあるものだよ。そういうのを一つでやったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、どうしてそのように分けたのかな。これは分かりませんか。要するに市民との密着、国際交流といたって、これ市があれだけでも、大体においてボランティアみたいな人で動いているわけだから、そうするとやっぱり市民の協働になるわけなんだよ。そういうところを拙速だと。ちょっとあまりにも早いかな。賛成はしますけども、そういうふうな市民との協働ということであつたら、そういうのは一つのところに置いておいたほうが良いと思うんですよ、分けないで。これは、スポーツでも同じなんですけども、市民のスポーツとはちょっと違うと思うんだよ。そういうのを分けるというのがどうか分からないんですけども、私はこの案に賛成はするけども、その辺はもうちょっと考えていただければと思っています。以上です。

○委員長 答弁はよろしいですか。

○石井 答弁は結構です。

○次長兼人事課長 先ほど渡部委員から一般事務と保育士の倍率についての御質問がございました。ここで答弁させていただきます。令和3年度の実績になりますけれども、一般事務については5.2倍、保育士については1.7倍となっております。以上です。

○給与厚生室長 あわせまして、渡部委員の先ほどの御質問に答弁させていただきます。保育園以外の場所で勤務している保育士26名のうち採用9年目までの人数というお尋ねでしたが、令和3年4月時点で1名おりました。以上です。

○委員長 質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第1号、柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○村越 議案第1号における附帯決議を提出させていただきたいと思います。

○委員長 ただいま村越委員から議案第1号に対する附帯決議案が提出されました。事務局は、決議案を委員に配付してください。

〔資料配付〕

○委員長 それでは、村越委員から附帯決議案の趣旨説明をお願いします。

○村越 では、趣旨説明をいたします。議案第1号による組織改編は、複合災害への対応等、危機管理体制の強化、広報機能の強化、デジタル化の推進など、今回の組織改編の内容については理解できるものの、3月22日に本会議で議決後、僅か10日間で施行される本組織改編は、準備の期間、周知の期間不足の感は否めません。柏市議会総務委員会として、市民や職員に混乱を招かないよう、あらゆる手段を講じるよう求めるため、附帯決議を提出したく、ただいま提出させていただきました。

案文を朗読させていただきます。議案第1号、柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定に対する附帯決議（案）。本議案における組織改編は、大幅な改編にもかかわらず、準備期間及び周知期間が短く、施行された場合、窓口業務等で市民や関係者の混乱を招くおそれがある。加えて、頻繁に所管部署が変更される業務もあり、業務の停滞も懸念される。よって、市において下記の事項を速やかに取り組まれるよう強く要望します。記。本条例の施行に当たっては、あらゆる手段を講じ、市民や職員の混乱を招かないように努めること。以上決議する。令和4年3月15日、総務委員会。何とぞ皆様の御賛同をいただけるようよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○委員長 本附帯決議案について意見があれば、これを許します。

○渡部 ここに書かれている記から下は当然だと思います。当然あらゆる手段を講じて市民や職員の混乱を招かないように努める、これはもう至極当然のことです。附帯決議を上げるまでもなく、今答弁があったように当然のことだと思います。私なぜこれわざわざ附帯決議を上げるか分からないんです。先ほども職員から答弁があったように、前回の地域づくり推進部のときにも大変大きな改編でした。それだけじゃなかったわけですからね。今も答弁あったように、12月に市長が指示をして翌年の3月の議会にかけられた。前回は全く一緒だったわけです。だから、もちろん答弁もあったように混乱はゼロではないと思います。そういうこともきちんと反省していただいて、今回あらゆる手段を取っていただきたいなと思います。

それと、佐藤委員のほうから1年以上かけて固まるの云々と言いましたけど、当

然市長選挙ですから、市長は公約を掲げて当選したわけです。そうすると、その公約をどういうふうを実現するのかということを考えるのが市の職員で、首長が替わるということはそういうことなんですよね。政策が変わるということです。そうしたら、それに合わせて職員も働く。市民が選んだ市長ですから、その公約について職員が一緒に考えながら進んでいくって当然で、その組織を改編しなければできないことってたくさんあるわけで、私は速やかにやってくれたということをむしろ評価します。むしろ前回秋山市長が掲げた公約を速やかに実現せずに1年かけた、実際には公約どおりやらなかったこともいっぱいあった、それはぜひ私は前市長に反省していただきたいなと思いますけども、1年かけて固まる問題ではなくて、既に公約で掲げていることですので、ちょっとそれは佐藤委員への反論になっちゃうかもしれないけど、私は今回の速やかな改編というのは大変評価いたしますし、議会がわざわざ附帯決議を上げるようなことではないと思います。よって、附帯決議は必要ないというふうに思いますので、賛成はいたしかねます。以上です。

○内田 ただいま議題となりました議案第1号、行政組織条例改正案に対する附帯決議について意見を申し述べます。まず、ちょっと文面掌握できなくて失礼しちゃいますけれども、業務の停滞を前文中に挙げてございますが、私は逆に今回提案をしたことで、市長が職員に対していろいろ提案をして、職員からも提案があって、職員とコミュニケーションを十分図ってきたという意味では、そのスピード感というところのスピード感がある中では相当な議論がなされてきたと思うんです。行政組織が変われば、小規模な改編でも、条例改正が必要となるような大規模な改編であっても、どちらにしても市民に周知徹底していくというのは当然のことでございますので、附帯決議を上げるまでもなく、この周知については努められるだろうと思いますし、短期間の間にこれだけ市長と職員が綿密に打合せをして協議を重ねた結果でございますので、むしろ業務は停滞するのではなく円滑に遂行できるものであるし、周知も図られるものであると考えます。先ほど議案質疑の中で申し述べましたけれども、幾つか私も疑問があってこの委員会に臨んで質疑を行いました。おおむね御答弁いただいた内容によって理解をいたしました。それで、スポーツ課がなぜ教育委員会に戻らないかという点は疑念が残りますが、これは議案質疑とはまた別のところで今後議論させていただきたいというふうに考えておりますので、私も附帯決議はあえて提出する必要がないという意見を皆様に表明するところでございます。以上でございます。

○田中 記以下のことは当然であるんです。だから、附帯決議に反対することもないんですけども、しっかり執行部のほうはやっていただきたいということを述べて終わります。

○委員長 ほかに意見はありませんか。——なければ意見を終結いたします。

これより採決いたします。（「委員長、いいですか。ちょっと1点質問」と呼ぶ者あり）終結してしまいましたが。（「質問なんですが」と呼ぶ者あり）では、その終結を取り消します。もう一回どうぞ。

○渡部 こういった決議の場合、多数でこれは決めるものなんですか。私は議員になってから委員会でこういう附帯決議って上げた経験がないんです。多分なかったと思うんです。これが決まると初めての例になるんですね。だから、附帯決議は多数決で、多数で賛成したら決議されるのかどうかというのをちょっと確認したいと思います。私は、議運のルールと同じように全会一致でこういうものは上げるんじゃないかなと思っていましたので、今ちょっと終結して採決みたいに言ったので、それが議会のルールなのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○委員長 私は採決だと思っておりますが、ちょっと事務局に確認をさせます。

○事務局 附帯決議を可決した事例は過去にもございます。直近ですと、平成25年6月に教育民生委員会で附帯決議を行っております。その際は、決を採っているということになっております。以上です。

○委員長 それでは、意見を終結します。

○委員長 議案第1号に対し附帯決議を付すことに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第1号に対し附帯決議を付すことに決しました。

なお、本件の取扱いについては委員長に一任をお願いします。

○委員長 次に、議案第2号、柏市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第3号、柏市職員配偶者同行休業条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第4号、柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第5号、柏市振り込め詐欺等被害防止等条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第39号、柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第3区分の審査を終了いたします。

次に、第4区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。あわせて、関係する各課で入室していない人は入室をお願いします。

まだ1時間たっておりませんが、ここで暫時休憩をします。

午後 4時 9分休憩

○

午後 4時 16分開議

○委員長 それでは、会議を続行いたします。

次に、議案第4区分、議案第14号、包括外部監査契約の締結について、議案第15号、訴えの提起について、議案第16号、和解についての3議案を一括して議題といたします。

本3議案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、議題となっております議案第4区分の中で14号につきましては割愛をいたします。15号、16号について、15号は訴えの提起についてでございますが、順次お尋ねをいたします。今回は、訴える相手方が法人ということではございますけれども、滞納しているのは個人の方でございますが、この個人の方の滞納が始まった経緯というのはどうなっているのでしょうか。

○債権管理課長 この方は、平成16年頃から滞納があったということで、平成16年から20年頃にかけて随時、収納課、あるいは保険年金課との間で連絡はしておったんですけども、当初より履行がされない。不履行が多くて、平成21年から27年にかけてですが、再三催告をしておったわけですけども、全く反応を示さないと。そういったような状況が続いていたというような記録でございます。以上です。

○内田 この方については、個人の方でございますが、接触は図られていたように今の御答弁ですと聞き及ぶわけでございますが、この方の給与の支払いというのが滞ったりとか、そういう生活苦にあったりとか、そういう状況はなかったという確認ですか。

○債権管理課長 この方の生活状況については、現在も給与のほうは600万円ほど年収でございます。それから、当初接触が取れているときにも、病気だとか生活苦だ

とか、そういった事情というのは、特にそういった話は聞いておりません。ただ、平成16年頃の当初はどうだったのかというのは、ちょっと記録上は、その頃の記録が、分納用の納付書を発行したというような記録が記載されているだけで、詳しい生活状況の記録はちょっと残っていなかったんですけども、現在も、それからその後、生活苦とか病気とかという記録は話も含めてなかったという認識でございます。以上です。

○内田 仮執行宣言を付してございますけれども、仮執行が認められた場合に差し押さえられる財産というのはどういったものを見込んでいますか。

○債権管理課長 一般的には、差し押えをする場合、給与とか年金とか、あとは預貯金とかですね。あと生命保険、それから不動産というような順番でやっていくのが一般的ですけども、今回法人が相手ですので、預貯金、あるいは売掛金、そういったものが差し押えの対象としてまず執行をしていくというようなことになるかと思えます。以上です。

○内田 法人がこの個人の方に支払うべき給与というのは、どういう取扱いになってまいりますか。

○債権管理課長 取扱いと申しますのは、この滞納者がこの法人に対して有する給与支払い請求権という、滞納者の有する財産を差し押さえていた、もともとは差し押さえていたということですけど、それを会社が支払わなかったので、今度この会社の財産に取りかかっていくということなんですけども、そうするとこの会社が有する財産を探して、それを差し押さえるということになりますので、会社の保有する預金、あるいは会社が取引をしている取引の相手方がこの会社に払うべきお金というのを差し押さえると、そういう形になります。以上です。

○内田 取引先というのは、この場合、差し押さえる場合に何社ぐらいを想定しているんでしょうか。

○債権管理課長 現状何社かの取引は恐らくあるんでしょうけれども、私どもが把握しているのは1社でございます。以上です。

○内田 その1社が取引先で不利益を被る形になりますが、この1社との取引でのお金の授受を停止していくと。市のほうに取引額を支払いしていくという、この1社については、なぜその1社が選定されて、ほかは処分の対象にならないのでしょうか。

○債権管理課長 取引先に対して処分をするということではなくて、処分というとは何か不利益なことというふうになるんだと思うんですけども、決してそういうことではなくて、ある取引先があるとして、それがこの今回訴訟の相手方の法人に取引の対価として払うべきお金をその会社に払うのではなくて、代わりに柏市に払ってくれということですので、取引先にとっては余分にお金を払うということではなくて、ただ支払先が法人ではなくて柏市になるというだけのことですので、特に不利益な処分を課しているということではないという認識でございます。以上です。

○内田 その点は理解をいたしました。承知もいたしました。

それで、法人が当然給与分とか、取引先も取引先事業者が支払い分を市に納付していただけるということは当然のことだと思うんです、今の御答弁ですと。ただ一方で、この事業者というのは、この個人に対して給与というのは今支払われているのでしょうか、お示してください。

○債権管理課長 現在も支払っているということになると思います。以上です。

○内田 そうすると、仮執行宣言が認められた場合、あるいは勝訴した場合は、その給与が法人から個人ではなくて市のほうに支払うようになるという確認でございませうか。

○債権管理課長 仮執行宣言が出たときに、個人は関係がなくて、この会社の預金なり売掛金なりに対して一審判決が出た段階で強制執行することができるということとございませう。ですから、個人に対して給料が払われなくなるとか、そういうことではないです。以上です。

○内田 あと、この個人の方が法人に代わって御自身で滞納分を納付されれば、訴訟は回避されるのでしょうか。

○債権管理課長 もちろんもともとこの個人の方が滞納していたということが原因で、その担保として給料を差押えしていたということですので、この滞納されている方が滞納分をお支払いいただけるのであれば、もう担保としての給料の差押えというのは必要なくなりますので、したがって訴訟のほうも必要なくなるということとございませう。以上です。

○内田 理解をいたしました。

それから、議案第16号の消防救急デジタル無線の談合事件に関する和解についてとございませう。これは、歴史をひもとくと長い経過があるので、そこを今ここで御説明するのは省略をいたしますけれども、今回和解を行うということとございませうが、それ以前に根本的な問題として、これは市民団体等から早く訴訟をやるように指摘があったと思うんですよね。それにもかかわらず、訴訟そのものが市民団体からの要請があったのにもかかわらず少し遅れた、少し足踏みしていたという状況になっておりましたが、その理由をお示してください。

○企画総務課長 市民団体から要望があった時点では、談合をしているのが疑わしいということは分かっていたんですけれども、確たる証拠が見つからないため時間のほうを要したという形になっております。以上です。

○内田 そうすると、確たる証拠というのは何が決め手になったのでしょうか。

○企画総務課長 裁判の傍聴や公正取引委員会の調書の閲覧記録、こちらを見た時点で、これは証拠になると判断して提訴したということになります。以上です。

○内田 その時期的なもの、証拠を確定した時期的なものをお示してください。

○企画総務課長 こちらについては、提訴する相手方に損害賠償を請求した令和2年1月以前となります。以上です。

○内田 それと、これは現在併合訴訟で行われている裁判でございませうけれども、この併合訴訟となった経緯はどういった理由でございませうか、お示してください。

○企画総務課長　こちらは、東京地方裁判所のほうで同様な案件という形で、裁判所からの要望により併合されたという形になっております。以上です。

○内田　そうすると、日本全国の自治体が併合されているということなのですが、弁論の手續とか、その他一切の審理は全て併合で行われてきたということですか。

○企画総務課長　今回弁論準備手續という形で進められたんですけども、こちらは毎回、柏市では10回程度参加しているんですけども、併合で行われております。以上です。

○内田　一方で、併合ではなく同じように代理店間接契約でやっている自治体はほかにもあるかと思うんですけど、併合でやっていない自治体もあると思うんです。代理店間接契約でやっている同じような状況の自治体で併合訴訟ではない団体についてお示しください。

○企画総務課長　併合ではない団体というのは、把握はしておりませんが、今回柏市が併合されたのは東京地方裁判所の第8部というところで扱われているデジタル無線談合の裁判となっております。以上です。

○内田　間接契約で行っていて、いわゆる代理店契約でやっていて訴訟に至っている県内の事例というのはあるかと思うんですけど、そこは把握されておりますでしょうか。

○企画総務課長　県内の裁判というか、提訴されたところは把握しております。以上です。

○内田　県内の自治体につきましては併合訴訟ではないと思うんですけど、併合訴訟ではないという理由というのは何か聞いていますでしょうか。

○企画総務課長　県内で別々に今提訴して行っている団体が3団体ありまして、1つは、同じ東京地方裁判所に提出したんですけども、違う場所で扱われている裁判となっております。もう一つについては、これは民法を主として訴えているため松戸地裁のほうに提出したと。もう一団体については、東京簡易裁判所のほうに調停を申し立てたということを知っております。以上です。

○内田　そうすると、そもそもの訴訟の入り口が違っていたと。併合訴訟になっている本市とは異なっていたということなんでしょうか。

○企画総務課長　1市は本市と同様ですけども、残りの2市については別という形になります。以上です。

○内田　仮に併合訴訟ではなくて直接的に審理をしていくということができたかどうか、それは裁判所から提起があったかと思うんですけども、その裁判所からの併合訴訟の申出を蹴って、本市は単独で審理を行っていくという選択肢はあったんでしょうか。

○企画総務課長　そういった選択肢もあったんですけども、併合して行うことに特に問題はないため、併合すると判断したところなんです。

○内田　私は単独でも訴訟をしていただきたかったですし、併合訴訟というところでも足並みをそろえなければならないという状況も起きてしまいます。これは、

確実に公正取引委員会が談合事件として認めている消防救急デジタル無線装置の談合事件でございますので、しっかりと判決をもらって勝訴をするべきだったと。ちょっと引き目、引き目の感じで議案説明もいただいておりますけど、私はもう少し強気に出てもよかったかなと思うんです。それから、和解金額の妥当性でございますけれども、違約金条項の20%というものが反映されておりましたが、この辺でも納得していくということなんでしょうか。

○企画総務課長　今回いろいろ手続を行っている中で、賠償金条項は三峰無線には適用されないと裁判所が判断したものとこちらとしては受け止めておりますので、今回の和解案を受諾するという形を取りました。以上です。

○内田　そうすると、仮にの話でお答えしづらいかと思うんですが、これは和解ではなくて判決をいただく。その場合に勝訴したとしても、過去の判例等から20%の違約金条項の金額の支払いは認められなかったということが推測されますか。

○企画総務課長　20%の違約金の判決を取り出すのは難しいと判断したところで。以上です。

○内田　ただ、勝訴自体は私はできたと思うんですよね。20%の違約金条項が判決に反映されなくても、それは控訴するという手続もあつたらうし、私はやっぱり和解ではなくて、しっかりと判決をいただいて、本市の正当性を認めていただくべきだろうし、本市が正義があるということをしっかりと主張していくべきだっただろうし、このように考えておりますので、本案については慎重な態度を取らせていただきたいと考えております。以上をもちまして、私の議案第4区分に対しての質疑を終わります。ありがとうございました。

○渡部　ただいまの16号の和解について何点か質問したいと思います。まず初めに、幾つかもう一度確認をさせていただきたいんですけども、同じような時期に消防救急デジタル無線を購入している自治体、恐らくほとんどの自治体がそうだったのではないかなと思うんですけども、その談合によって被害に遭ったのは、県内では千葉県を含めて21の自治体、あるいは組合だったかなと思うんですけど、これはそうでしょうか。

○企画総務課長　独占禁止法の課徴金の対象になった自治体が今おっしゃった21という形になります。以上です。

○渡部　そうすると、県内でこれが全てではないんじゃないかと思うんです、この21が。ここの要するに談合の被害に遭っていない、これに関係しなかった自治体が幾つかあるということによろしいんでしょうか。

○企画総務課長　そのとおりです。以上です。

○渡部　調べてみますと、例えば富士通と契約したところでは、どこもその裁判とかそういうことがないんですよ。それはどういった理由からでしょうか。

○企画総務課長　富士通については、排除措置命令と課徴金納付命令、こちらのほうを不服として取消し訴訟を提起しておりますので、他市のことなので、分かりませんけれども、恐らくその訴訟を待つて何か行動を起こすのではないかと考えられ

ます。以上です。

○渡部 この件に関しては、その時効というのが非常に重要だったと思います。それで、柏市も時効ぎりぎりだったのではないかなと思いますけど、今みたいに富士通はうちは納得しないよと、課徴金払わないよと言っていて、でも裁判で負けて課徴金を払うようになった、命令をされた、そのときから何年とか、その時効の期間になるというんでしょうか。

○企画総務課長 こちらがどのような形になるのか、要は独占禁止法違反が確定してから何年というような時効期間がありますので、こちらの裁判が確定した後、時効の期間が発生するものと思われま。以上です。

○渡部 今その議論の中では、併合ではなく単独でもというちょっと御意見もありました。私は、逆にやり方が、例えばある自治体は同じように東京地裁に係争中だけでも、併合ではなかった、あとは民事で2か所になるんですかね。同じようにその談合の被害を受けたわけで、そこが協力をして、一緒に歩調を合わせて裁判を戦うということの選択というのは逆になかったんでしょうか。

○企画総務課長 こちらを提訴する、提訴しないというのも各自治体の判断となりますので、なかなかそこで提訴する時期の歩調を合わせるというのは難しいことだと思っております。以上です。

○渡部 今回のいろんな資料を見ますと、違約金条項が結構違うんです。柏市の場合は、違約金条項が20%、それで20%の支払いを求めたわけですけども、違約金条項が10%の自治体も多く含まれています。中には、直接契約をしたから、既に賠償金が支払われているけれども、例えばこれ習志野と野田なんですけども、習志野も野田も全く同じ金額ですが、習志野は違約金条項が10%だから、10%の賠償金が支払われている、野田市は20%だったので、20%が入金済み、この10%、20%というものの違いですとか、柏市の場合はどういうふうにこの20%、どういう理由でというか、定めているのかについて、これは契約のほうですかね。契約課のほうになりま。ちょっと伺いたいと思います。

○契約課長 違約金条項の10分の2という、これ柏の決まりでございまして、何か例えば基準があるとか、どこか法令に定めがあるといったものはございません。確かに委員おっしゃるとおり、10%だったり20%だったりという差はあるんですが、柏市は20%ということで採用しております。以上でございます。

○渡部 もちろん20%のほうがいいなと思うんですけども、自治体によってそういうふうに違いがあるというのが、何か標準的な条例みたいな定め、国のほうから何か提示がないのかなとちょっと思ったんです。それは結構です。

それで、今回の契約なんですけども、もともとこの入札に、同じ沖電気の製品を沖電気と代理店が入札に参加をした。多分ほかではいろいろな代理店が幾つかあります。そうすると、可能性として、製造したところと契約をする、同じ製造会社のものを代理店が入札をする、そうすると幾つか入札をして、どこもみんな例えば沖電気だったとすると、最終的にどこが落札をしても沖電気の製品が柏市に納入され

る、そういうことに理屈上はなってしまうんじゃないかなと思ひまして、こういうことがほかの契約でもあり得るんでしょうか。ほかにも例ってあるんでしょうか。

○契約課長 本件の経過で御説明いたします。本件につきましては、三峰無線の代理店、あと沖電気工業のメーカー直、あとテレコムという、これも代理店、3者応札しまして、結果的に三峰無線が落札という結果でございました。確かに一般的に考えれば、メーカー直のほうが中間マージンかかりませんので、安いんじゃないかというお考えももっともじゃないかなとは思ひんですが、結果的にこれも言いますと代理店が安かったという状況でございます。以上でございます。

○渡部 伺いたかったのは、そういう代理店も応札できる、同じ製品を納入するのに、ほかの物品でもですよ、例えば何かNECのものがNEC直接と契約するか、あるいはNECの代理店がいっぱいあって、どこも応札したら最終的に結局はNECの商品が納入されると。仮にそういう一つの例ですけど、そういうことになると何かおかしいなど。何だかおかしいなど。談合が働くか働かないかは別にしても、それは市民感覚からいくとちょっとおかしいんじゃないかなって思えるんです。だから、この代理店の応札、入札参加というのは、これ何かしらの規制なりなんなりってないと何か契約としてちょっとおかしいことになりはしないのかという疑問なんですけど、その点はどうでしょうか。

○契約課長 一般競争入札でこれは実施しました。肝の部分は仕様書になるかと思ひます。特定の商品を購入するような仕様書になってしましますと、ライバル会社がいっぱいいますと、もうそこではじかれちゃうと。1社だけになってしまうという状況があるとは思ひんですが、仕様書が仮に複数社満たすようなものであれば、当然中身を見まして、あとその契約の参加条件、5つあるんですが、そこを全て満たせば、たとえ代理店であっても、メーカー直であっても、他社であっても参加はできますので、そういった意味では、その入札の肝となる仕様書、そのつくり方によって、独占されちゃうとか、あとそのメーカーしか入れないかというものは排除できるかなというふうに考えております。以上でございます。

○渡部 やっぱり透明性のある、市民に対して十分に説明できるような入札であってほしいなと思ひます。今もちょっと議論がありました。これは、結局沖電気と三峰無線が談合して、三峰無線が落札をするようにした。前の柏市が提訴するときの資料にはそういうふうにかかれていて、もっともだと思ひます。だから、この20%の損害賠償というのは私はもう当然のことだと思ひます。ただ、判決で裁判所の判断がその20%ではなく、代理店だから違うと。違う計算方式でやる。今回の結果というのがこれから訴訟するところにも結構大きな影響を与えるのではないかなと思ひたのと、富士通については認めていない。もし認めたら、これから8自治体ですか、訴訟になる可能性もある。そうすると、これまでもそうですけど、この判決の結果というのも非常に大きく影響してしまうのかなと思ひて、いいのかなと。20%やっぱりきちんと勝ち取れることを望みたいなと思ひますが、やっぱり裁判所の判決ということで、これは計算して、きちんと損害賠償が支給されるということな

ので、賛成はいたします。ただ、若干その代理店だというところでの納得できないところはありますが、結構長い間本当に職員の皆さんも御苦労されたのではないかなというふうにちょっと思います。お疲れさまでした。これについては、納得できない部分もありますが、賛成はいたします。以上です。

○**契約課長** 補足をいたします。今回の和解金の計算方法なのですが、談合があったということで、柏市は高い価格で買わされたということになりますので、正常な状態で入札をした場合どうかということで算定した結果の差額でございます。実際には、8.24%という数字が上乘せされて落札したということで想定しまして、訴状を作成しております。結果的には、8.99%が実際には高く落札したということが裁判所のほうで認定されましたので、その分を引いた数字が今回の損害額に対しての和解金ということで受けております。あと、裁判も過去のやつをいろいろ見ていくといろんな事情があるんですが、やはり相手のほうに証拠資料がたくさんありますので、なかなか入手が難しいと。今回は、公取の聞き取りの状況だったり公取側で入手した資料を基にしまして、証拠等の資料も作成している部分がございますので、過去にもいろいろな談合事件ってあったところなんですけど、判例もそこそこあるんですけど、やはり立証は難しいということで、落札の差額で落ち着くというパターンも結構多くあります。以上でございます。

○**委員長** ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

○**委員長** まず、議案第14号、包括外部監査契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**委員長** 次に、議案第15号、訴えの提起についてを採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**委員長** 次に、議案第16号、和解についてを採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**委員長** 以上で議案の審査を終了いたしました。次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係ない執行部の方は退席されて結構です。

○委員長 それでは次に、請願を審査いたします。

請願第1区分、今期定例会で受理した請願54号、適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施中止を求める意見書についてを議題といたします。

本件については、所管する担当部署がないため、各委員の意見があれば、これを許します。意見はございませんか。

○渡部 今回これ総務委員会にかかります。意見書ですから、本当でしたら委員で議論するというのが普通だと思います。ただ、柏市の実態はどうだとか聞きたいときもあるんです。ただ、これどっちかといえば商工振興課ですから、商工振興課いないので、実態を聞くことができません。当然ながら商工振興に行っているいろいろ聞きました。日本商工会議所の状況とかも調査しました。恐らくほかの委員さんもそうだと思いますが、取りあえずは今の柏市の実態ですとか、私はもう当然これ採択していただきたいんですけども、少し述べさせていただければなと思います。やっぱり一番は、とにかく拙速だなと思うわけです。これが与える影響って非常に大きいと思いますけども、コロナの前にこの法律は可決しているわけなんです。そうすると、その後にコロナの状況があって、より深刻になる中で来年からこれが実施されたら、市内の業者の皆さんに与える打撃、これがもう本当に計り知れないんじゃないかなというふうにいるいろいろ聞き取りをしたり実態を聞く中で思いました。商工のほうには、例えば1,000万以下の免税事業者を把握していますかと言ったら、残念ながら把握できていないんです。ただ、商工のほうでは中小企業の支援給付金を出していますので、そのときに120万から1,200万の件数だと8,305人のうちの約4割、3,500人から3,600人という数字を聞きました。恐らくこれ以上の方が大変な影響を受けるのではないかなというふうに思いました。シルバー人材にも聞きました。国会では、シルバー人材センターも大変になるということで、シルバーでも非常に心配していて、今1,830人いる会員のうちの75%は個人事業主で、大体月4万円から5万円ぐらいの収入で、その人たちが免税事業者から今度課税業者に転換するだとか、あるいは免税のままいろんな直接個人事業主になるわけですから、仕事が本当にできるのかどうかとか、非常に現在シルバーのほうでもどんなふうになるのかというのが読めないと言っていました。シルバーの人も大変なのではないかなというふうに思います。それで、これは日本商工会議所も実態調査をしていて、柏市の商工会議所の方もその実態調査には協力をしているというふうに伺いました。日本商工会議所は、毎年、税制改正のときですか、意見を述べていて、反対というふうには言っていないけれども、凍結なんです。今やっぱりこれは急ぐべきではないというのが日本商工会議所でも意見を述べています。それは、税のほうでもそうだと思います。それで、本当に心配したのが間に合うかどうかということなんです。帳簿の作成なんかも非常にアナログ形式でやっていて、売上金1,000万以下の事業者の場合だと5割が手書きでやっている。1割が1年ごとに帳簿の作成をしている。それと、8割から9割は受発注の業務をアナログでやっている。そういう中でこれが実施さ

れたとき、非常にその事務が繁雑になって、大変な負担があって、契約が打ち切られるだとか、廃業にならざるを得ないだとか、大変な影響があるのというのは、柏の中小業者の実態からいってもこれは大変で、私ども当然これは中止すべきだという立場なんですけども、少なくとも今混乱起きるから、もうちょっと時間かけて審議をして、取りあえずは凍結して、改善を求めようというお考えの方ももしいらっしゃったら、やはりこれ採択していただいて、意見書を上げて、そういう声というのは本当に届けていくことが市内業者を守る上でも大事ではないかなと思います。ぜひこれは委員の皆さんにも採択をしていただいて、まずは柏の実態も本当に調査してほしい。担当には調査をしてほしいと思いますし、私たちも市民のそういう暮らし、営業している方の実際の営業の状況なんかに本当にそれを配慮しながら、このコロナ禍の下で来年実施されるというのだけはもう絶対にあってはならないなという思いから、ぜひ採択していただきたいという意見を申し述べます。

○内田 議題となっております請願54号、適格請求書等保存方式「インボイス制度」の中止を求める意見書の提出についての請願につきましては、採択の立場から意見を表明いたします。まず、この免税事業者の中には、場合によっては福祉を行っている就労支援事業所やそういったところも入ってしまうという懸念がありますし、ほかの免税事業者にとっても、もし登録事業者、つまり課税業者となった場合には事務が非常に煩雑になります。そして、登録業者にならなければ、では取引業者はどうするかというと、結局経費算定されないということになってしまうと、取引関係にまで影響が及んでしまうということも警戒しております。実態的には、もう取りっぱぐれがないように、消費税をどこからでも取るんだという国の政策が見え見えなのがこのインボイス制度であるというふうに思いますし、非課税になっている免税事業者が置かれている営業苦というんですか、この苦しみの実態というものに寄り添っていくのであれば、私はこの請願は採択してインボイス制度の中止を国に求めていくべきであろうというふうに考えます。本当に極端なこと言うと、取引をしている障害者就労支援事業所とか、そういうところまで対象が広がってしまうおそれがありますので、そうするともう消費税が事実上、そういう業者、免税業者にとっては増税とも言えるわけです、これは。つまり事実上の増税ですので、私はインボイス制度には反対でございますし、中止を求める意見書は提出すべきだという主張で意見を申し述べるところでございます。以上でございます。

○上橋 このインボイスを導入したときの小規模業者が今渡部委員や内田委員が言われたような状態になるのは間違いない。一方、財務省にとっては今免税業者と言われる人たちであっても消費税を取っているわけです。取っていないながら納税していないんです。この不公正を何とか解消したいと。つまり消費税におけるちゃんと納税する人と納税していないような不公正をなくしたい、併せて財源を確保したいという両方の狙いで、これもまた正しいんですよ、財務省の言うことも。問題は、しかしながらこのインボイスが導入されると、今免税業者でやっている人、端的に言うと、どういう人かということ、学校時代、勉強できなかった。学校時代は勉強でき

なかったけど、社会に出れば商才があって、それなりの一かどの商売になったというような人が世間にたくさんいる。こういう人たちが事務負担に耐えられない。したがって、商売の世界から追い出されてしまうということになるのも事実なの。問題は、このインボイスをして、税務署が国民の経済生活を全部把握してしまうような社会がいい社会なのか、あるいはこれらの人たち、つまり勉強できなかったけども、社会に出たらそれなりにそこそこ商才を発揮して、ちゃんと家族も養っているような人たちがいなくなってしまう社会とどっちがいいかという選択なんだよね、究極的な選択は。こういう人たちがまだまだ活躍できる社会、すなわち彼らの経済活動がブラックボックスの中にある、税務署が把握できない世界がある、こういうものが残されている社会のほうが健全な社会であるので、私はインボイスに反対します。世界の多くの国々は、とりわけ途上国はこのブラックボックスの部分が物すごく大きい社会なんです。そもそも税制がない社会なんてたくさんあるわけだ。国家が税金を把握していないという国も多い。こういう国は強いんですよ、一旦戦争を始めたときなんか。イラン、イラクなんか9年間も戦争できたのは、国民経済を国家がほとんど把握していないから、結局自分たちだけで社会を回していくんですよ。日本なんかも、子育てにしても、介護にしても、家庭から追い出されて、そしてこれも業者に、だから保育園に子育てをやらせ、あるいは介護業者にやらせていけば、全部国家が経済価値を把握する。したがって、GDPは高まるけども、果たして幸せになっているかどうか分からぬ。これは、別の視点で、女性を家庭内の労働から解放するという別の側面もあるけど、基本的に国家が国民の経済生活を全部把握する社会はいい社会かということ、一旦政府ががたついてくる、戦争になったり、あるいは南海トラフとか首都圏直下地震が同時に襲ったりする、あるいは日本に核ミサイルが落とされる、こういう非常事態になったときに、こうして精密に構築された社会、これはもろいんですよ。いざというときには、政府に頼らないでもお互いが助け合えるような社会のほうが強い。途上国へ行くと、そう思う。だから、こういう政府が全てを把握するような社会に私はなあってほしくないんで、ブラックボックスがあったっていいでしょう、国民の経済生活の中に。そういう趣旨から、私はインボイスに反対します。

○委員長 ほかに意見はありませんか。——なければ意見を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 請願54号、適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施中止を求める意見書についてを採択いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたしました。

次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。専決処分の資料を配付してください。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。

平成23年6月定例会において地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定についての改正が行われ、市長が専決処分できる金額が改正前の50万円から200万円になりました。これに関連して、50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

では、報告をお願いします。

○債権管理課長 令和4年2月25日付で報告をいたしました専決処分についての2番、訴えの提起のうちの表の中の1番について御報告いたします。本件は、市営住宅の家賃、それから駐車場の使用料金の滞納者が督促や催告を柏市がしても自主的な納付を行わないまま亡くなった案件です。滞納者の連帯保証人でもある相続人に対して催告をしておりましたが、担当課から昨年4月に債権管理課が引き継いだ後も催告に対して反応を示さなかったため、令和3年11月10日付で裁判所に支払い督促の申立てをいたしました。それに対してこの相手方のAから異議申立てがなされたため、民事訴訟法の規定によりまして、支払い督促の申立てをした昨年11月10日に遡って訴えの提起をしたということになりました。訴訟手続に移行するために、令和4年2月8日付で地方自治法180条の規定により専決処分を行ったものでございます。被告は、柏市在住のAで、訴訟が係属していたのが松戸簡易裁判所です。求める判決として、未払いの家賃及び駐車場使用料金の51万240円を支払えということでしたけれども、既にこの内容の判決が出ております。

訴えを提起するに至った主な経緯について御報告いたしますと、Aの親が契約の名義人でした。平成11年8月に市営住宅に入居いたしましたして、私どもの手元の資料によれば、柏市としては平成26年4月から滞納の催告を始めています。連帯保証人であるAに対しても催告をしましたが、連帯保証人になった覚えはないというようなことを言って支払いを拒否していました。平成30年5月に明渡しが完了し、その後契約名義人は亡くなって、このAらが相続をしたということです。その後も担当課でAに催告をしましたが、納付がなく、先ほども申しあげましたけれども、昨年4月に債権管理課が移管を受けたと。私どもの課でも連絡を要請したんですけども、反応がなかったため、11月に支払い督促の申立てをしたということです。Aから異議申立てがあって訴訟に移行したということ为先ほど申しあげましたけれども、本年2月24日に口頭弁論が開かれて、即日結審をし、勝訴しております。報告は以上です。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。

○内田 事前にも若干御相談いたしましたけれども、連帯保証人のAが異議申立てをしなければ訴訟に移行するということにはなかったということになりますか。

○債権管理課長 委員のおっしゃるとおり、異議申立てがなければ、そのまま判決と同じ効力を持つ支払い督促の効果が発生して終わっていたということでございます。以上です。

○内田 異議申立ての内容というのは、全面的な異議だったのでしょうか。部分的に異議を申し立てたのでしょうか。

○債権管理課長 連帯保証人になった覚えがないというような異議が出されたのかなというふうに最初思ったんですけれども、そうではなくて、一括では支払えないので、分割で支払いたいと、そういった内容のものでございました。以上です。

○内田 あと、連帯保証人Aさんではなくて、契約者、つまり滞納した方のほうなんですけど、この方の生活実態とかはどうだったのでしょうか。所得状況と併せてお示しください。

○住宅政策課長 この方、名義人は、平成11年、市営住宅に入居しました。そのときは、名義人と妻と、それから子供がいました。その時点から年金生活で、年金だけでは足りなくて生活保護を受給していた、そういう状況です。以上です。

○内田 これは、裁判はもう終わっているところでございますし、解決済みだとは思いますが、議案にはならないので、これ以上申し述べることはないんですが、寄り添った対応をしていただいたとは思いますが、できるだけ訴訟が回避できるような方法が望ましいし、異議申立てしてもしなくても支払いは生じてしまうわけですから、異議申立てをすることに対しては、してもあまり効力がないというようなことというのも御説明はされたんだと思うんですが、私はそんなふうに感じました。報告ですので、これ以上は申し上げませんが、以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○渡部 ちょっと1点だけ確認したいと思います。私もこの連帯保証人になった覚えはないという異議なのかなとちょっと思いました。今は連帯保証人必要ないですけども、以前は連帯保証人がなかなか見つからなくて、本人の了承なく連帯保証人をつけたという例もちょっとあったかなと思います。分割で支払いたいということは、この判決が出た後、これは一括ではなく、今後はその分割で支払うということも認められるということによろしいのでしょうか。

○債権管理課長 当然この方と連絡が取れなくてこういった形での対応になったんですけれども、訴訟という形になって当日お会いすることができたということで、判決は51万円支払えという内容ではありますけれども、判決の言渡しの後、本人と話し合いをして、月々5,000円の分割で支払いをお願いしますというような内容で分割の支払いをするようお願いをしております。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。――なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

副市長、部長、局長以外の執行部の皆様は退席されて結構です。

ここで暫時休憩いたします。

午後 5時15分休憩

○

午後 5時18分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。
事務調査事項を事務局に朗読させます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することと決定いたしました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議願います。委員会の開催及び開催日時について、いかがいたしましょうか。

○渡部 今コロナの状況もありますので、一任します。ただ、いろいろな危機管理という点では、私たちも今回佐藤委員だけがズーム参加でしたけども、いろいろとそのズームでやる可能性もあるのかなと思います。私は、全員協議会ですとか例えばこの委員会も、一度その閉会中の中で全員がそのズームで何かしらの報告を受けるなり、例えば何かの学習か、ちょっと今すぐにはあれなんですけども、練習、スムーズに行くように。今回ヒアリングでもやっぱり多少ちょっとトラブルがありました。繰り返していく中で改善点なんかも見つけられると思うので、何があるか分かりません。災害があるか分かりませんし、だからぜひそういう委員会でみんなでズームの練習が閉会中にできればなと思います。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。——では、委員長、副委員長に一任させていただきます。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長　ここで、委員会行政視察についてであります。本来でしたら6月定例会までの間に委員会の視察を行うところですが、昨年11月16日の議会運営委員会において、新型コロナウイルス感染拡大防止の一環として、春の委員会視察は延期することを決定いたしましたので、委員会視察が行えるようになった段階で改めて協議いたします。

なお、オンラインによる視察は可能となっておりますので、実施については正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長　以上で本日の総務委員会を閉会いたします。

午後　5時21分閉会